

米の生産調整はどうあるべきか¹

～国内農業による食料供給の確立を目指す～

中央大学 横山彰研究会 農業分科会

井上雄貴
岡崎ちよの
佐々木啓克
田村さつき

2 0 0 8 年 1 2 月

¹ 本論文は、2008年12月20日、21日に開催される、I S F J 日本政策学生会議「政策フォーラム 2008」のために作成したものである。

本論文の作成においては、構想段階から執筆における各過程において、指導教授である横山彰教授から常に温かいご指導を頂いた。また、同期の皆さんからも有益且つ熱心なコメントを頂戴した。更に、埼玉県農林部米づくり改革支援室の皆様には、ヒアリングの際に大変貴重なお話を頂いた。そして、東洋大学経済学部総合政策学科講師の中澤克佳さんには、本論文の分析に関して大変有益なアドバイスを頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

近年、食料の国際市場は需給の一時的・構造的な変化により需要が逼迫してきている。実際に、大豆・小麦・トウモロコシの国際価格は、2006年から2008年までの3年間で2倍以上に高騰した。世界銀行は、2015年の価格水準は2004年のレベルを超えて高止まりすると予測しており、食料価格の高騰を中長期的な問題として捉えなければならないことを示した。以上のことから、国内への食料供給を国際市場からの輸入に依存している国は、需要逼迫による影響を直接的に受けることになる。

しかし日本の食料自給率は4割程度であり、国内への食料供給の6割は国際市場からの輸入に依存していることになる。こうしたことから、需要の逼迫により、日本において2つのケースが懸念される。第1は、日本の経済成長力が鈍化した場合に、経済成長が著しい中国やブラジルなどの国と食料を奪い合うことになり、食料輸入量が減少するケースである。第2は、輸出国が自国への供給を優先して輸出の規制を行い、日本への食料輸入が途絶、減少するケースである。また、食料自給率が4割であるということは、国内農業により供給されている熱量が約1000kcalであることを示しており、食料自給率が絶対的に低いことが分かる。こうしたことから、内閣府による2006年の世論調査によると、「我が国の将来の食料供給について不安がある」と答えた者の割合は76.7%となっており、国内農業による食料供給の確立は政策課題として取り上げ実現させなければならない。

しかし、現在食料を供給する主体である農業は脆弱化が進行しており、農業生産を行う上で特に重要な基盤となる農地の面積は、転用やかい廃などにより一貫して減少している。そして、今後とも一定の転用需要は避けられない一方で、農地開発による面積の増加は期待しにくい状況にある。こうしたことから、国内農業による食料供給を確立させるためには、限りある農地を最大限に有効利用し、可能な限り作物の効率的な生産を行うことが求められる。

その一方で耕地利用率は年々低下しており、これは北出（2003）が指摘しているように、米の生産調整の拡大が関連している。米の生産調整とは、全国の水田から推定する米の潜在供給力が需要量を超えていることから、過剰生産による米価の暴落を防ぐために、生産量を調整し、価格の安定を図ろうとする制度である。つまりこの制度の目的は、農家の大半を占める稲作農家の所得を保障し、農業基盤を維持することであり、極論を言えば食料自給率の維持である。しかし、生産調整はいわば諸刃の剣であり、米の作付けを行うことができない農地（以下、生産調整実施面積）に他作物の作付け（以下、転作）を行わなければ、農地の利用率の悪化を招き、国内農業による食料供給の確立を目指す上で重大な問題といえる。こうしたことから転作を推進する転作政策が非常に重要となる。

また、近年において、転作として主に作付けられる麦・大豆・飼料用米は、自給率が非常に低く、国際市場における穀物価格が高騰していることから、国内において生産量を増やさなければならない状況になっている。

そこで本論文では、生産調整を実施する上で、国内農業による食料供給の確立に向けて農地を最大限に有効利用しなければならない点、そして転作作物の作付けは自給率の向上に貢献する点から、転作を重点的かつ効率的に推進することを主張する。

しかし現状を見てみると、生産調整実施面積のうち転作が行われなかった非転作面積の割合を示した非転作率は毎年約 40%程度あり、2003 年時の非転作面積は 408,179ha にも及んだ。更に、生産調整実施面積の拡大に伴って非転作面積も増加しており、生産調整実施面積を拡大した際に、転作を十分に推進しなかったのではないかと考えられる。

以上のように、非転作面積は約 40 万 ha 存在し、その値は生産調整実施面積の拡大に伴って増加してきたことから、私たちは、転作政策を含む生産調整において「転作を重点的かつ効率的に推進させる視点」が欠けているのではないかという問題意識を持った。

さらに、米の消費量は今後減少していくと予想されており、それに伴い需給の差が広がるため、生産調整実施面積は拡大していく。そのため、このままでは非転作面積が増加、つまり有効に利用されない農地が増加してしまい、国内農業による食料供給の確立を更に困難なものとしてしまう。よって、この問題は早急に解決されなければならない。

そこでまず第 2 章にて、転作を推進させる上で重要視すべき要素を明らかにし、第 3 章の前半にて、その要素を基に、現行制度を制度の変遷と共に精査し、「転作を重点的かつ効率的に推進させる視点」がどのようなものなのかを明確にする。その後、明確になった視点が現行政策において考慮されているのかを第 3 章後半にて精査し、具体的な問題点を抽出する。そして第 4 章では、その問題点を改善する政策提言を行う。

各章の概要を述べると、第 2 章では、転作を推進させる上で重要視すべき要素を明らかにするために、44 府県を対象とした年次データを用いて非転作率の要因分析を行う。分析の手法は最小二乗法で、非転作率を被説明変数とし、説明変数には専業農家率、高齢化率、田面積規模 5ha 以上農家率、田における稲作付け面積率、田における麦農家 1 戸当たり農地面積、田における大豆農家 1 戸当たり農地面積、集団転作率、都市的地域における田面積率を用いて重回帰分析を行った。分析結果として、専業農家率が 10%の有意水準でマイナス、集団転作率が 1%の有意水準でマイナス、高齢化率、田における稲作付け面積率、都市的地域における田面積率が 1%の有意水準でプラスとなった。

そして第 3 章前半では、第 2 章で明らかになった「高齢化率」「都市的地域における田面積率」「集団転作率」「田における稲作付け面積率」「専業農家率」の 5 つの要素を基に、まずは生産調整における転作政策の推移を概観し、その後、現在の制度を精査する。その結果、「集団転作率」と「田における稲作付け面積率」に関しては現行の制度で改善されることがわかった。しかし残りの「高齢化率」「専業農家率」「都市的地域における田面積率」に対する奨励金体系は存在していない。

しかしそもそも、これらの要素に対して奨励金を支払い、転作率を向上させようとすることは効率的ではない。なぜなら、「高齢化率」「専業農家率」「都市的地域における田面積率」に関して、転作率を向上させるために、どの程度の値を境にどの程度の額を交付すれば良いのかという線引きが非常に難しい。よって奨励金体系にこれらの要素を加味することは非効率になる恐れがある。こうしたことから、転作政策ではなく、生産調整自体、つまりは「生産目標数量の配分方法に高齢化率、専業農家率、都市的地域における田面積率を加味する」ことが求められる。これが私たちが問題意識で述べていた「転作を重点的かつ効率的に推進させる視点」である。この視点を基に、第 3 章後半で現行の生産目標数量の配分方法を精査したところ、現在の配分方法は各都道府県の過去の需要実績のみに基づいて決められていることがわかった。そこで、第 4 章では、生産目標数量の配分方法に高齢化率、専業農家率、都市的地域における田面積率を加味する、新たな配分方法を提言する。

本論文ではこうした考察を通して、米の生産調整のあるべき姿を問い直し、現行制度に対して政策提言を行うことで、国内農業による食料供給の確立を目指す。

- 目次 -

はじめに p.6

1. 問題意識 p.7

- 1.1. 高まる世界の食料問題
- 1.2. 日本の食料自給率
- 1.3. 求まる農地の有効利用とその現状
- 1.4. 生産調整のあるべき姿
- 1.5. 転作の現状
- 1.6. 先行研究の整理、及び本論文の独自性
- 1.7. 本章のまとめ、及び本論文の構成

2. 要因分析 p.16

- 2.1. 転作に関する考察と仮説
- 2.2. 分析
- 2.3. 分析結果の考察
- 2.4. 本章のまとめ

3. 現状把握 p.21

- 3.1. 生産調整の概要
- 3.2. 転作政策の推移の概要
- 3.3. 転作政策及び転作政策にまつわる対策の推移
 - 3.3.1. 転作政策の推移：2000年～2003年
 - 3.3.2. 転作政策の推移：2004年～2008年
- 3.4. 転作を重点的かつ効率的に推進させる視点
- 3.5. 生産目標数量の配分方法
- 3.6. 問題の所在
- 3.7. 本章のまとめ

4. 政策提言 p.33

- 4.1. 政策手法：転作推進要素を加味した生産目標数量の傾斜配分

おわりに p.35

補足資料 p.36

補足資料①：生産調整実施面積の配分要素（S53～H15）

補足資料②：16年産からの需要見通しのウエイト及び需要実績の採り方の経過

補足資料③：米政策改革の流れ

補足資料④：産地づくり対策算定単価イメージ図

参考文献・データ出典 p.39

はじめに

環境や教育、貧困問題などあらゆる社会問題は「人間はどのように生きるべきか」という問いに帰結する。その生き方の選択を可能とさせているのが食料である。食料は人間の生命の維持に欠かせないものであり、健康で充実した生活の基礎として位置づけられる。

近年、その食料に関して、食品偽装や食の安全問題、食品の大量廃棄問題など様々な問題が生じている。その中でも、長期的な問題として遍在し続けているのが食料自給率の問題である。周知のように日本の食料自給率は4割程度であり、絶対的にも相対的にも低い。これは不測の事態が生じた場合、国民の生命に支障を来す恐れがあることから、一刻も早く国内農業による食料供給を確立させる必要がある。本年度はそのことを改めて認識する年となった。国際市場の食料需給にかつて無いほどの変化が生じているのである。

しかしこうした中、日本国内において、農産物の生産量を制限しようとする制度が存在している。その代表として、米の生産調整が挙げられる。これは米価の安定を図り、農家の大半を占める稲作農家の所得を保障することで、農業基盤を維持する制度である。つまりこの制度の目的は、極論を言えば食料自給率の維持である。しかし、生産調整はいわば諸刃の剣であり、米の作付けを行うことができない農地に他作物を作付けなければ、農地の利用率の悪化を招き、自給率を大きく低下させてしまう。こうしたことから転作を推進する転作政策が非常に重要となる。

しかし、実際に転作が行われている水田の割合は約60%程度であり、2003年において、転作が行われていない面積は約40万ヘクタールにも及んでいたことが明らかになった。これは食料自給率が低い日本において非常に重大な問題といえる。

私たちはこの問題に関して、転作政策を含む生産調整のあり方に「転作を重点的かつ効率的に推進させる視点」が欠けているのではないかと考えた。そこで本論文では先ず、転作を推進させる上で重要視すべき要素を明らかにする。そして明らかになった要素を基に、現行制度を制度の変遷と共に精査し、「転作を重点的かつ効率的に推進させる視点」を明確にする。そして、現行制度にはその視点が欠けていることを明らかにし、その問題点を改善させる政策提言を行う。本論文ではこうした考察を通して、米の生産調整のあるべき姿を問い直し、現行制度に対して政策提言を行うことで、国内農業による食料供給の確立を目指す。

第1章 問題意識

第1章では、本論文を進めていくにあたっての前提となる主張、及び問題意識について述べていく。近年、食料の国際市場は需要が逼迫してきており、国内農業による食料供給を確立させることが重要課題となっている。その上で、作物を効率的に生産するために、限りある農地は最大限に有効利用しなければならず、米の生産調整においては転作を重点的かつ効率的に推進することが求められる。本章ではこうした主張の下、転作の現状を把握し、問題意識を形成していく。

1.1. 高まる世界の食料問題

今年の4月、国連世界食糧計画は全世界に瞬く間に広がった食料価格の高騰を「静かなる津波」と、膨大な被害をもたらした自然災害に例え、警告する声明を発表した¹。近年、食料の国際市場は需要が逼迫してきており、結果として今年、食料危機に対する暴動が世界各地で同時多発的に生じた。今年だけで5000万人もの飢餓人口が増加すると言われて²いる。食料の国際市場は、そもそも構造上の不安定性が指摘されているが³、近年の食料需給の一時的・構造的な変化⁴により需要が逼迫しているのである。実際に、需要逼迫による穀物価格の高騰は2006年から顕著になってきており、大豆・小麦・トウモロコシの国際価格は、2006年から2008年までの3年間で2倍以上に高騰した。また、米の国際価格も2008年1月から9月までの短期間で2倍以上に高騰した。世界銀行の予測では、穀物価格は2008～2009年にピークに達したあと下落すると見ているが、2015年の価格水準は2004年のレベルを超えて高止まりすると見ており、食料価格の高騰を一時的ではなく、中長期的な問題として捉えなければならないことを示した⁵。こうしたことから、国内への食料供給を国際市場からの輸入に依存している国は、需要逼迫による影響を直接的に受けることになる。

¹ Economist.com 2008年4月17日記事より

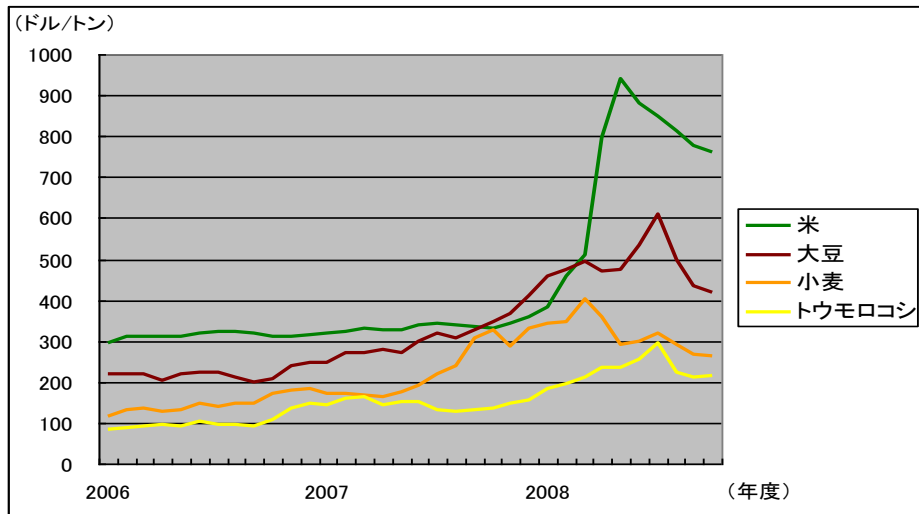
² FAO、2008年7月3日プレリリースより

³ 国際市場では各国の国内需要を満たした残りが供給される。そのため、例えば世界の生産量を100とし、このうち10が貿易されるとすると、わずか10%の不作でも各国は自国への供給を優先するから貿易量は100%の減少となる。逆に10%の豊作だと貿易量は100%増える。これは需要サイドにも当てはまり、国産農産物が不作になると国際市場への輸入需要は一気に増加する。因みに主要穀物の貿易率として、米7.1%、小麦17.5%、大豆29.8%、とうもろこし12.4% (2006) となっており、輸出国の不作が国際市場に大きな影響を及ぼす構造となっている。出典：山下(2004)p14～16、農林水産省『食料の未来を描く戦略会議』資料集 p4

⁴ 需要面では、世界人口の増加に伴う食料需要の増加、インド・中国・ブラジルなどの経済発展に伴う畜産物の需要増加（同時に家畜の餌である穀物の需要も増加）、バイオ燃料利用拡大に伴う穀物需要の増加などが挙げられ、供給面では、干害、大干ばつ、ハリケーンなど地球温暖化に伴う異常気象の発生により供給量が減少したことが挙げられる。

⁵ 出典：菅原(2008)『みずほリサーチ September 2008』p.11

【図 1-1：主要穀物の価格推移】



出典：農林水産省『世界の農産物価格の動向』（平成 20 年 10 月）を基に、横山彰研究会 12 期食料班が作成

1.2. 日本の食料自給率

では日本において、国内への食料供給は自国でどれほど賄えているのだろうか。それを示す指標として食料自給率¹がある。食料自給率には「品目別自給率」、「穀物自給率」、「熱量ベース総合自給率」、「金額ベース総合自給率」と 4 種類あるが、熱量が生命の維持に必須の基礎的な栄養価であることから、ここでは熱量ベースの総合自給率に着目する。この値は図 1-2 のように 1960 年の 79% から 2005 年の 40% へとほぼ半分の水準にまで低下している。現在の一人一日当たりへの供給熱量は約 2500kcal²であるため、国内農業により供給されている熱量は約 1000kcal となり、食料自給率が絶対的に低いことが分かる。また、主要先進国の中で比較すると、日本の食料自給率は相対的にも低い³。

こうしたことから、近年の食料の需要逼迫により、日本において 2 つのケースが懸念される⁴。第 1 は、日本の経済成長力が鈍化した場合に、経済成長が著しい中国やブラジルなどの国と食料を奪い合うことになり、食料輸入量が減少するケースである。実際に一部品目で買い負けが発生している⁵。第 2 は、輸出国が自国への供給を優先して輸出の規制を行い、日本への食料輸入が途絶、減少するケースで、既に複数の国が輸出規制を行っており⁶、国際市場において食料の供給量が減少している。

¹ 農林水産省はこの指標を「国内の食料消費が国内の農業生産でどの程度賄えているかを示す指標」と定義している。出典：『食料・農業・農村基本計画（平成 17 年 3 月）』p.17

² 農林水産省『食料需給表』による 2003 年のデータは 2587kcal である。

³ 主要先進国の食料自給率は 2003 年において、オーストラリア 237%、カナダ 145%、アメリカ 128%、フランス 122%、スペイン 89%、スウェーデン 84%、ドイツ 84%、イギリス 70%、イタリア 62%、オランダ 58%、スイス 49%、韓国 46%、日本 40%となっている。出典：農林水産省『世界の食料自給率』

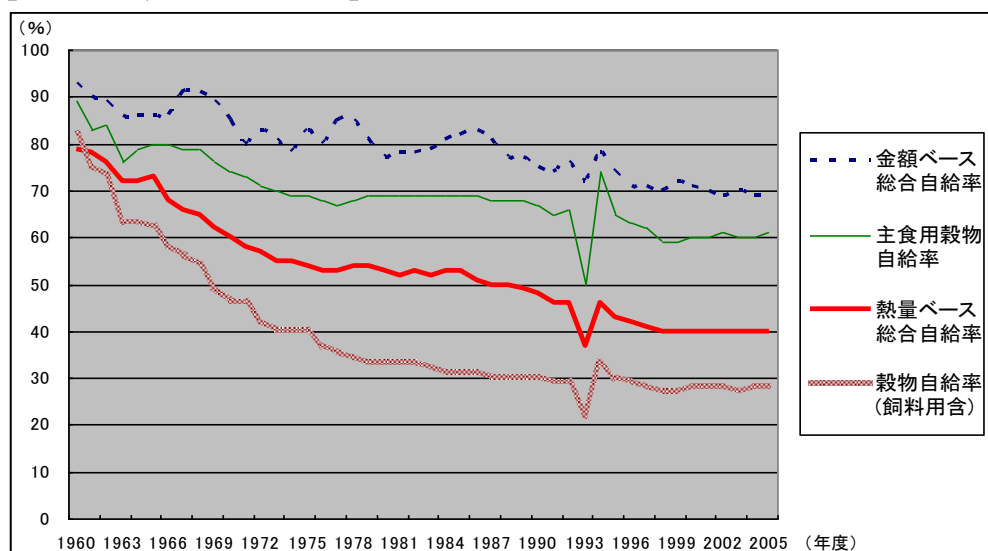
⁴ 農林水産省『食料の未来を描く戦略会議』資料集 p36 参照

⁵ 特に水産物の買い負けが発生している。朝日新聞 2006 年 10 月 13 日付け（朝刊）

⁶ 例えば、中国は輸出数量割り当て制度の対象品目拡大（2008 年 1 月～）や穀物等に輸出税賦課（2008 年 1 月～）を行い、ロシアは小麦・大麦にそれぞれ 10%、30%の輸出税の賦課（2007 年 11 月～）を行った。他にもアルゼンチン、インド、ベトナムなど複数の国が輸出規制を実施している。仮に日本の主要な輸入先であるアメリカ、カナダ、オーストラリア、タイが輸出規制を行った場合、日本は深刻な影響を受けることになる。

また、内閣府による 2006 年の世論調査¹によると、「我が国の将来の食料供給についてどのように考えるか」に対する答えとして「不安がある」と答えた者の割合は 76.7%、「不安はない」と答えた者の割合は 18.4%となっている。このように、国民の大半が将来の食料供給に対して不安を感じていることから、国内農業による食料供給の確立は政策課題として取り上げ実現させなければならない。

【図 1-2：食料自給率の推移】



出典：農林水産省「日本の食料自給率」を基に、横山彰研究会 12 期食料班が作成

1.3. 求まる農地の有効利用とその現状

しかし、現在食料を供給する主体である農業は脆弱化が進行しており²、農業生産を行う上で特に重要な基盤となる農地³の面積は、他国と比べて非常に小さいにも関わらず⁴、転用やかい廃などにより一貫して減少している⁵。そして、今後とも一定の転用需要は避けられない一方で、農地開発による面積の増加は期待しにくい状況にある⁶。こうしたことから、国内農業による食料供給を確立させるためには、限りある農地を最大限に有効利用し、可能な限り作物の効率的な生産を行うことが求められる。

しかし耕地利用率は年々低下しており、2006 年では 93%となっている。これは北出(2003)も指摘しているように、米の生産調整の拡大が関連している。

¹ 調査対象：全国 20 歳以上の者 3,000 人

有効回収数：1,727 人（回収率 57.6%） 調査期間 平成 18 年 11 月 9 日～11 月 19 日
「非常に不安がある」…28.7% 「ある程度不安がある」…48% 「あまり不安はない」…16.3%

「全く不安はない」…2.1% 「わからない」…4.9% 出典：内閣府『食料の供給に関する特別世論調査』

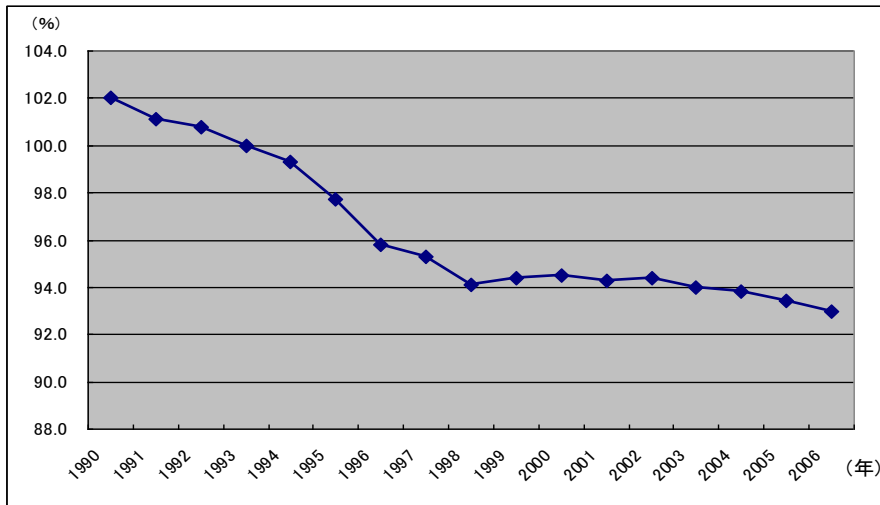
² 『平成 19 年度 食料・農業・農村白書』では、「ぜい弱化が進行する我が国の農業」という項目のもとで、農業就業人口、総農家数、経営耕地面積の減少、耕作放棄地の増加、65 歳以上の農業者割合の増加などが述べられている。

³ 農業は土地集約度の高い産業であり、生源寺(2008)によると、2000 年度の製造業と農業との比較において、同じ額の付加価値を生むために、農業には製造業の約 630 倍の土地が投入されている。

⁴ 日本の農家一戸当たりの農地面積は 1.8ha である一方、アメリカは 180.2ha、EU は 16.9ha、オーストラリアは 3423.8ha である。

⁵ 1961 年には 609 万 ha であったが、2007 年では 465 万 ha となっている。

⁶ この件に関して有田(1999)は、開発適地の制限性、10a 当たり 150 万の費用がかかるという経済面の制限性、技術面の制限性を指摘している。

【図 1-3：耕地利用率¹の推移】

出典：農林水産省『農作物作付延べ面積及び耕地利用率累年統計』を基に、横山彰研究会 12 期食料班が作成

1.4. 生産調整のあるべき姿

現在、耕地面積の半分以上を占める水田²では、米の生産調整が行われている。米の生産調整とは、全国の水田から推定する米の潜在供給力が需要量を超えていることから、過剰生産による米価の暴落を防ぐために、生産量を調整し、価格の安定を図ろうとする制度である³。具体的な方法としては、政府により、平成 15 年度までは米を作付けてはいけない面積（以下、生産調整実施面積）の配分を行ってきたが、16 年度からは方法を改め、米の生産目標数量を配分するようになった。

北出（2003）も「食料自給率の低いわが国では、生産性の高い水田の利用対策の充実が特に重要な課題」⁴と指摘しているように、生産調整実施面積を有効的に利用⁵させなければ農地の利用率は低下することになり、国内農業による食料供給の確立を目指す上で重大な問題といえる。この対策の一環として政府は、生産調整実施面積に米以外の作物（以下、転作作物）の作付けを推進する転作政策を行っている⁶。

また、近年において、転作として主に作付けられる麦・大豆・飼料用米は、自給率が非常に低く、国際市場における穀物価格が高騰していることから、国内において生産量を増やさなければならない状況になっている。中でも特に飼料用米に関しては、配合飼料の価格高騰の影響で全国的に酪農・畜産・養鶏農家の廃業が増加しており、食料自給率の低下を招くことから、国内の生産基盤を早急に築き上げる必要がある。

このように、米価の安定を図る一方、国内農業による食料供給の確立に向けて、農地を最大限に有効利用しなければならない点、そして転作作物の作付けは自給率の向上に貢献する点から、転作を重点的かつ効率的に推進することが生産調整を実施する上で求められる。

¹ 耕地利用率は耕地面積に対する作付け延べ面積の割合を示す。

² 耕地面積に占める水田の割合は 54.4%、畑は 25.2%、牧草地は 13.4%、樹園地は 7%である。出典：農林水産省『平成 19 年耕地面積』

³ 詳細は第 3 章を参照されたい

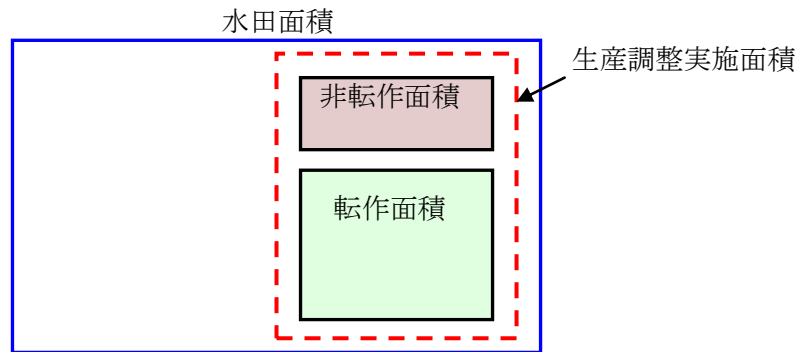
⁴ 北出（2003）p38 引用

⁵ 水田には、洪水防止・土壌浸食防止・土砂崩壊防止等の国土保全機能、水源涵養機能、有機性廃棄物の処理・汚染物浄化・大気浄化・多様な生物の保全等の自然環境保全機能、良好な景観の形成機能、文化伝承機能、保健休養機能、地域社会活性化機能など、多面的機能を果たすことが分かっているが、本論文では「有効的に利用」という言葉を食料自給率の観点から「食料として消費できる作物を作付けること」と定義する。出典：滋賀県 HP『多面的機能とはなんですか』

⁶ 詳細は第 3 章を参照されたい

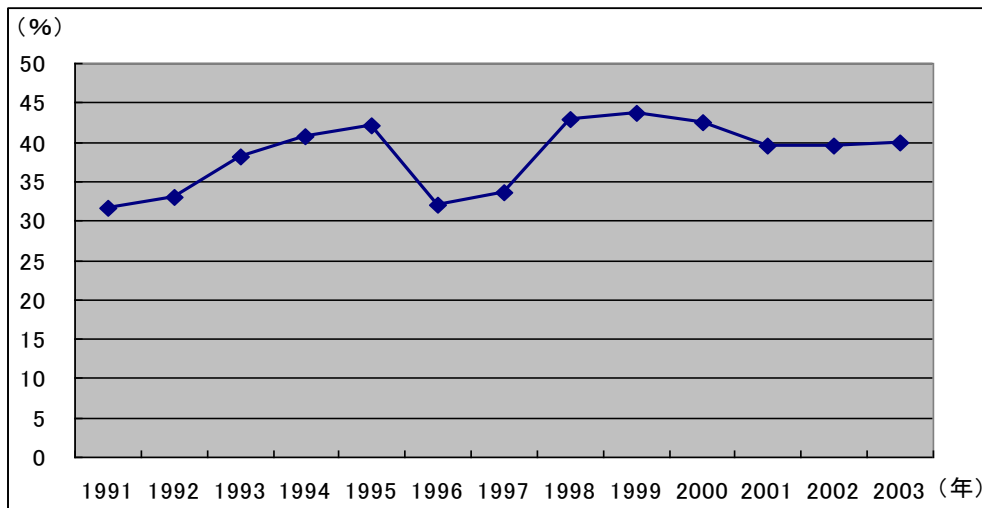
1.5. 転作の現状

【図 1-4：各名称の定義】



しかし現状を見てみると、生産調整実施面積のうち非転作面積¹の割合を示した非転作率は毎年約 40%程度あり、2003 年時²の非転作面積は 408,179ha にも及んだ³。この値の大きさを示すために、仮に 2003 年時、この面積全てに大豆を転作した場合を想定すると、国内の生産量は 624,513t 増加し、その年の大豆の自給率は 4.4%から 11.8%にまで上昇する⁴。

【図 1-5：非転作率の推移】



¹ 本論文では、生産調整により米が作付けられない面積を「生産調整実施面積」と定義し、その中で実際に米以外の作物を作付けることを「転作」と定義し、転作された面積を「転作面積」、転作されなかった面積を「非転作面積」と定義した。

² 2004 年度に生産調整実施面積の配分から生産数量の配分へと変更されたため、2004 年度以降のデータは存在していない。

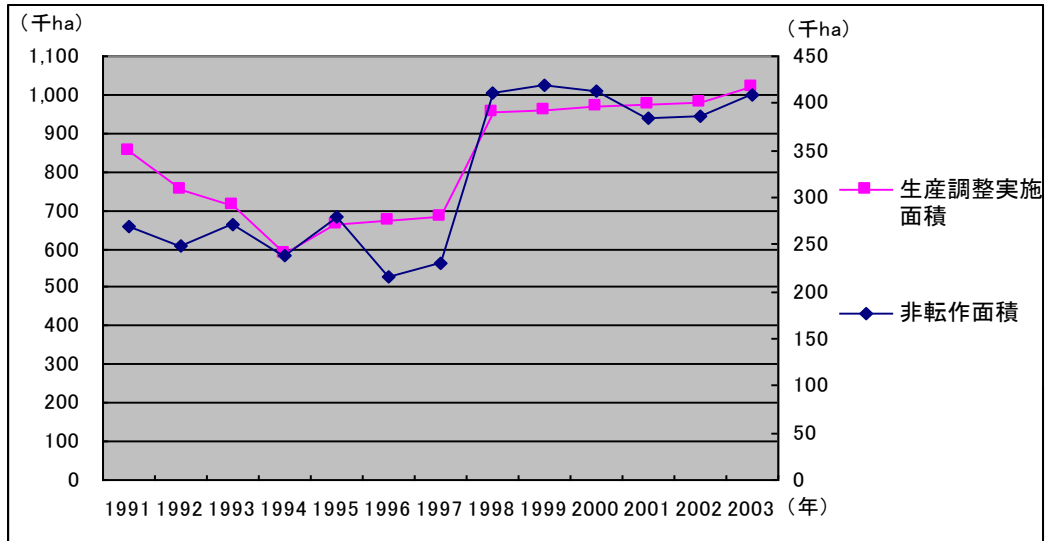
³ 1ha(ヘクタール)は 10a(アール)×10a の面積を示し、1a は 10m×10m の面積を示す。よって 1ha は 100m×100m の面積を示す。

厳密には「実績算入」の中に助成期間が終了した永年性作物や加工用米等が含まれているが全国ベースでの詳細な値は公表されていないため、本論文では転作面積に含めなかった。参考までに埼玉県においては、実績算入のうち約 5% が永年性作物、6%が加工用米等であり、その他のほとんどが、作物が作付けられていない自己保全管理水田やかい廃であった。

⁴ 試算方法：(大豆の単収 153kg (10a 当たり) × 4,081,790a + 元の生産量 232,000t) / 国内消費性向 5,311,000t × 100 ≒ 11.8% 出典：農林水産省『大豆データファイル』

出典：農林水産省『水田農業確立対策実績調査結果表』『水田営農活性化対策実績調査結果表』『新生産調整推進対策実績調査結果表』『緊急生産調整推進対策実績調査結果表』『水田農業経営確立対策実績調査結果表』を基に、横山彰研究会 12 期食料班が作成

【図 1-6：生産調整実施面積と非転作面積の推移¹】

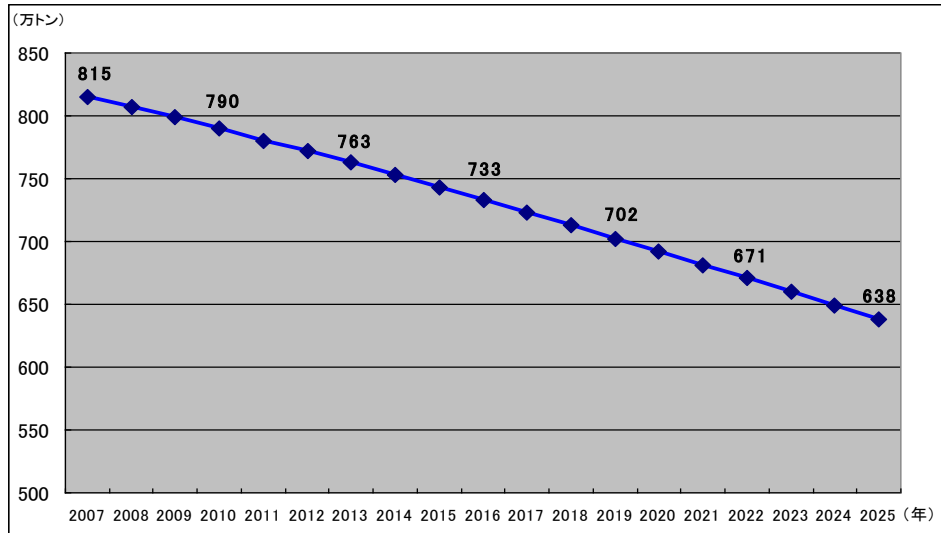


出典：図 1-5 に同じ

更に、図 1-6 を見ると、生産調整実施面積の拡大に伴って非転作面積も増加してきたことが分かる。この 2 つの相関係数は 0.92 であり強い正の相関が見られ、生産調整実施面積を拡大した際に、転作を十分に推進しなかったのではないかと考えられる。

以上のように、非転作面積は約 40 万 ha 存在し、その値は生産調整実施面積の拡大に伴って増加してきたことから、私たちは、転作政策を含む生産調整において「転作を重点的かつ効率的に推進させる視点」が欠けているのではないかという問題意識を持った。

¹ 2004 年以降からは、これまでの生産調整面積の配分から、生産してもよい米の数量（生産目標数量）の配分に変更された。農林水産省『平成 19 年 11 月 米の生産調整について』によると、2004 年以降の生産目標数量は減少している。つまり、生産調整実施面積は継続して拡大していることになる。

【図 1-7：主食用米消費量の予測推移¹】

出典：農林水産省『食料需給表』、国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来人口（平成 18 年 12 月推計）』を基に、横山彰研究会 12 期食料班が試算

更に、米の消費量は、食生活の変化による一人当たりの消費量の減少と、人口の減少の相乗効果により今後減少していくと予想されており²、私たちの試算では 2025 年で米の消費量は 638 万 t にまで落ち込む。それに伴い需給の差が広がるため、生産調整実施面積は拡大していく。そのため図 1-6 で見られたように、このままでは、非転作面積が増加、つまり有効に利用されない農地が増加してしまい、国内農業による食料供給の確立を更に困難なものとしてしまうことから、この問題は早急に解決しなければならない。

1.6. 先行研究の整理、及び本論文の独自性

米の生産調整は 1971 年産から本格的に導入されて以来 37 年が経過している。この制度については、発足以来批判が多岐にわたっており、その度に議論され、めまぐるしく制度の変更がなされてきた。そのため生産調整に関して扱った先行研究は数多く存在している。

本論文では、非転作率の要因分析を行い、その結果を基に、生産目標数量（生産調整実施面積）の都道府県配分を考察する。そもそも、非転作率の要因分析を行った先行研究は存在していないため、分析により転作を推進させる上で重要視すべき要素を明らかにしたことは本論文の貢献となる。更に、生産調整実施面積の都道府県配分を扱った先行研究はそれほど多くはなく伊藤（1994）、荒幡（2006）などに限られている。しかしここで注記することとして、これらの論文では転作率の概念を「生産調整目標面積を水田面積で除した値」と定義しているのに対し、本論文ではこれを生産調整配分率と定義し、生産調整実施面積のうち実

¹ 農林水産省『食糧需給表』の平成 13 年から 18 年までの 5 年間の「米の 1 人当たり供給数量」の値から一次回帰式 ($y = -0.5229x + 61.713$ 決定係数=0.9439) を作成し、2025 年までの「米の 1 人当たり供給数量」を試算した。その値と国立社会保障・人口問題研究所推計の『日本の将来人口』の値を基に、「1 人当たり消費量×人口×1.1（玄米換算）」という農林水産省資料の主食用米消費量試算式に当てはめ試算した数字を基にしている。試算は過去 5 年間（2001～2006 年の平均）のトレンドで 1 人当たり消費量が減少する場合とした。

² 米の消費量は減少するとはいえ、日本人にとって米は主食であるため、やがて減少傾向は緩やかになる可能性がある。

際に転作された面積を転作率と定義している。以下に用語の定義を本論文に合わせた形で伊藤（1994）、荒幡（2006）の研究内容を紹介する。

伊藤（1994）は、農家の行動仮説として所得拡大化を仮定し、生産調整配分率と転作奨励金単価の変化が稲作所得と借地需要に及ぼす影響を考察している。この 2 つを説明変数とする所得関数を推計した結果、以下のことを明らかにしている。

- ・ 生産調整配分率の上昇は借地需要を増加させる。
- ・ 生産調整実施面積の傾斜配分は、奨励金単価が地代率を上回っていた 1980 年代半ばまで、稲作所得の地域間格差を縮小させるという意味における公平性と、農地の効率的な利用という意味における効率性の両立を意味していたが、それ以降、奨励金単価が地代率を下回ると、傾斜配分は稲作における資源配分の効率性を改善するが、所得配分の公平性を損なわせる。
- ・ 経営規模という観点からみた生産調整実施面積の配分は一律的であり、農地の流動化を阻害する。

荒幡（2006）はこれまで単に「官僚の裁量による上意下達的配分」と理解されることが多かった米の生産調整県別配分のメカニズムについて、その政治過程を公共選択論的視点から重回帰分析を行っている。その結果、政府により公表されている配分要素のうち「担い手比率」「稲作生産性」「自主流通米比率」は、ほとんど生産調整配分率の説明力がなく、形骸化されていること、そして公表されている配分要素にはない、政治過程に内在する変数として設定した「稲作期待所得」と「労働力不足農家率」は説明力を有することを明らかにした。こうした点から、配分は官僚の自己裁量だけではなく、現場からのボトムアップの情報を参酌しつつ、地域間の不満のバランスを勘案しながら決められていることを主張している。

本論文では、転作を推進させる上で重要視すべき要素を明らかにするために、44 府県を対象とした年次データを用いて非転作率の要因分析を行う。そしてその要素を基に、生産調整実施面積の各都道府県への配分方法を考察している。このように、生産調整実施面積の都道府県配分に関して「転作」という視点から考察している先行研究は存在せず、本論文の独自性、及び貢献といえる。

1.7. 第 1 章のまとめ、及び本論文の構成

本章では、国内農業による食料供給を確立させるためには、限りある農地を最大限に利用し、可能な限り作物を効率的に生産しなければならず、米の生産調整においては、転作物を作付けることが自給率の向上に貢献することからも、転作を重点的かつ効率的に進めなければならないことを主張した。しかし現状では非転作面積が 40 万 ha あり、その非転作面積は今後の生産調整の強化に伴って増加することが示された。

そこで私たちは、転作政策を含む生産調整のあり方に「転作を重点的かつ効率的に推進させる視点」が欠けているのではないかという問題意識を持ち、以下第 2 章では、転作を推進させる上で重要視すべき要素を明らかにするために、44 府県を対象とした年次データを用いて非転作率の要因分析を行う。そして第 3 章では第 2 章で明らかになった要素を基に、現行制度を制度の変遷と共に精査し、「転作を重点的かつ効率的に推進させる視点」を明確にする。そして、現行制度にはその視点が欠けていることを明らかにし、第 4 章ではその問題点を改善させる政策提言を行う。本論文は、以上のような流れで政策提言を行うことで、限りある農地を最大限に有効利用させ、国内農業による食料供給の確立を目指す。

第2章 要因分析

本章では、転作を推進させる上で重要視すべき要素を明らかにするために、44 府県¹を対象とした年次データを用いて非転作率の要因分析を行う。分析の方法は、被説明変数を非転作率として最小二乗法による重回帰分析を行う。また、説明変数には専業農家率、高齢化率、田面積規模 5ha 以上農家率、田における稲作付け面積率、大豆作付け農家 1 戸当たり農地面積、麦作付け農家 1 戸当たり農地面積、集団転作率、都市的地域における田面積率を使用する。変数に関しては後に詳しい説明を述べる。

2.1. 転作に関する考察と仮説

農業生産者の転作・非転作の選択は、転作を行う傾向にある生産者かどうか、また、転作を選択した際に収益が得られるかどうかということによって決定されると考える。主な仕事として農業に従事している生産者は、転作面積を割り当てられたとき、農業によって所得を得なければならないため、そこに作物を作付けようと考えられる。しかし、高齢者などの農業によって収入を得ることを第一の目的として捉えていないと考えられる生産者は、転作面積に稲以外の作物を作付ける行動を選択するとは考えがたい。また、高齢者に関して言えば仕事に従事するという意味での年齢的な制約から転作面積への作付けは困難であるとも考えられる。

また、転作の担い手として清水(1990)は、「稲作依存の高い東北、北陸では当然水稲単一経営農家であるが、その他の多くの府県では、準単一複合経営農家の転作面積構成比が高い値を示している」と述べていることから、転作の担い手はその地域の傾向によって異なってくることが予測される。しかしながら、「全国の転作面積構成比では、稲作単一経営農家より複合経営のほうが高くなっている」と指摘していることから、転作は稲作に対する依存度が高い地域ほど進まないのではないかと考えられる。農業生産を稲作に依存している地域にとって転作面積の割り当ては、そのほかの地域に比べ負担感が強いだろう。また、そのような地域は転作作物に関する技術や気候などの生産環境的にも、稲作に依存している分だけ他の地域に比べ劣っていると予想できるため、転作を行う意欲がわからないのではないかと考えられる。

そして、転作が行われるにあたっては、転作を行ったとき効率的に収益を得られるかどうかということが大きく関わると考えられる。土田(2001)は、麦・大豆が「水田作経営において定着される条件」として、「水稲作と麦・大豆二毛作の 10a 当たり収益の優劣、経営耕地規模の大小に着目」し、「高品質で低コストの麦・大豆生産を担い得る大規模水田作経営の確保・育成」と米・麦・大豆の価格政策がそうした経営に対してバランスのとれるようなものである必要性を述べている。

また、転作を推進させる方法として集団転作があげられる。集団転作とは、地域ぐるみで団地化やブロックローテーションと呼ばれる土地利用調整を行ったり、転作田の所有者と受託者の間で転作田を再配分したりして効率的に転作を推進させることである²。

¹ 北海道、東京、沖縄を除いた 44 府県を対象としている。これら 3 ケースに関しては分析を行うにあたって異常値と考えられるため、分析の対象から除外した。

² 出典：農林水産研究情報 総合案内『大規模小麦集団転作の成立条件』

さらに、被説明変数に用いる府県ごとの非転作率を見てみると、まず、府県間において大きな差のあることがわかる。最小値は滋賀県の 27%、最大値は千葉県 の 79%、平均が 47% である。さらに、千葉県、神奈川県、埼玉県、静岡県などの都市近郊の地域において 66~79% と非転作率が比較的高い水準にあると言える。

これらの転作に関する考察を基に、次節では、被説明変数である非転作率の説明変数を選択し最小二乗法による重回帰分析を行う。

2.2. 分析

以上のことから、本節では 44 府県を対象とした非転作率の要因分析を行う。データの制約と能力の限界から 2000 年次のデータを用いて、被説明変数に非転作率を、説明変数を専業農家率、高齢化率、田面積規模 5ha 以上農家率、田における稲作付け面積率、麦作付け農家 1 戸当たり農地面積、大豆作付け農家 1 戸当たり農地面積、集団転作率、都市的地域における田面積率とした重回帰分析を行った。推定方法は最小二乗法である。次に被説明変数と説明変数について説明する。

非転作率:ここで言う要因分析の被説明変数に用いた非転作率のデータは、農林水産省『平成 12 年度水田農業経営確立対策実績調査結果表』で、先に述べた非転作面積を生産調整実施面積で除した値が非転作率である¹。

次に説明変数に使用する 8 つの変数について説明する。

- ① 専業農家率:これは、転作に対する生産者の労働力をみる変数として使用する。専業農家とは、「世帯員の中に兼業従事者が(調査期日前 1 年間に 30 日以上雇用兼業に従事した者、又は調査期日前 1 年間に販売金額が 15 万円以上ある自営兼業に従事した者) 1 人もいない農家」²であり、農業に主に従事していることから転作の担い手として考えられるため、予想される符号はプラスである。用いたデータは『2000 年世界農林業センサス 第 6 巻 経営部門別農家統計報告書 第 1 集』の『水稻(田面積規模)部門〔田面積規模別統計〕』で、専業農家を専業農家と第 1 種兼業農家と第 2 種兼業農家を合わせたもので除した値を専業農家率とする。
- ② 高齢化率:これは、転作に対する生産者の労働力をみる変数として使用する。高齢の農業生産者は農業によって収入を得ることを第一の目的として捉えていないのではないかと、また、年齢的な制約から転作を行わないという行動を選択すると考えられるため予想される符号はプラスである。用いたデータは『2000 年世界農林業センサス 第 2 巻 農家調査報告書 総括編』の『2 就業構造』の『19-2 農業従事者数〔年齢別〕-販売農家-』で、70 歳以上の農業従事者数を全農業従事者数で除した値を高齢化率とする。
- ③ 田面積規模 5ha 以上農家率:これは、転作に対する規模の労働力をみる変数として使用する。農業基盤が確立している農家ほど転作を行うのではないかと考えられるため予想される符号はマイナスである。用いたデータは、『2000 年世界農林業センサス 第 6 巻 経営部門別農家統計報告書 第 1 集』の『水稻(田面積規模)部門〔田面積規模別統計〕』の『経営耕地面積規模別農家数』で、面積規模が 5ha 以上の農家数を全販売農家数で除した値が田面積規模 5ha 以上農家率である。
- ④ 田における稲作付け面積率:これは、稲作に対する依存度をみる変数として使用する。稲に特化しているほど転作面積の割り当てに対する負担感は強いと考えられることから予想される符号はプラスである。用いたデータは、『2000 年世界農林業センサス 第 2 巻 農家調査報告書 総括編』の『3 土地』の『経営耕地の利用状況 -販売農家-』で、稲を作った田面積を田面積計で除した値が田における稲作付け面積率である。
- ⑤ 田における麦農家 1 戸当たり農地面積:これは、転作物物における収益性をみる変数として使用する。転作物物における経営耕地面積が大きいほどに収益性の観点から転作は

¹ 詳細は p 11 の脚注 1 と 3 を参照されたい

² 出典:農林水産省『2000 年世界農林業センサス 用語の解説』

行われると考えられるため、予想される符号はマイナスである。用いたデータは、『2000年世界農林業センサス 第6巻 経営部門別農家統計報告書 第1集』の『5 麦類部門〔販売目的の小麦作付面積規模別統計〕』の『販売目的で作付けた麦類作付け農家数と作付け面積』及び、『2000年世界農林業センサス 第6巻 経営部門別農家統計報告書 第1集』の『4 畑作部門〔普通畑面積規模別統計〕』の『販売目的の作物の類別作付(栽培)農家数と面積(露地)』で、販売目的で作付けた麦作付け農家数と作付け面積のそれぞれから、畑作における麦の作付け農家数と作付け面積のそれぞれを引いたそれぞれの値を用いて、作付面積を農家数で除した値が田における麦農家1戸当たり農地面積である。

- ⑥ 田における大豆農家1戸当たり農地面積：これは上記の大豆同様、符号はマイナスと予想される。用いたデータは、『2000年世界農林業センサス 第6巻 経営部門別農家統計報告書 第1集』の『6 大豆部門〔販売目的の大豆作付面積規模別統計〕』の『販売目的で作付けた大豆作付け農家数と作付け面積』及び、同じく『2000年世界農林業センサス 第6巻 経営部門別農家統計報告書 第1集』の『4 畑作部門〔普通畑面積規模別統計〕』の『販売目的の作物の類別作付(栽培)農家数と面積(露地)』で、販売目的で作付けた大豆作付け農家数と作付け面積のそれぞれから、畑作における大豆の作付け農家数と作付け面積のそれぞれを引いたそれぞれの値を用いて、作付面積を農家数で除した値が田における大豆農家1戸当たり農地面積である。
- ⑦ 集団転作率：これは転作を行う労働力と収益性をみる変数として使用する。集団転作は転作を推進するにあたって有効的と考えられることから予想される符号はマイナスである。用いたデータは、『2000年世界農林業センサス 第9巻 農業集落調査報告書 1 農業地域類型別結果』の『農業生産』の『耕地の経営態別農業集落数』と『集団転作』で、集団転作に取り組んだ農業集落数を田のある農業集落数で除したものが集団転作率である。
- ⑧ 都市的地域¹における田面積率：これは転作を行わない地域的な要因をみる変数として使用する。これは、非転作率のデータを見ての直感的なものだが、都市的地域は住宅地の占める割合や人口密度が他の農業地域に比べ高いことから、農業外の影響が強いため大規模経営や地域ぐるみの農業生産を行うことを進めるのに不向きな地域と考えられる。そのため予想される符号はプラスである。用いたデータは、『2000年世界農林業センサス 第11巻 農業総合統計報告書 第2集』の『3 土地』の『経営耕地の利用状況』で、都市的地域の田の面積を田の全体の面積で除したものが都市的地域の田面積割合である。

次節では、以上の披説明変数と説明変数をもとに行った分析結果に関して考察を加える。

¹ 可住地に占める DID 面積が 5%以上で、人口密度 500 人以上又は DID 人口 2 万人以上の旧市区町村または市町村。または、可住地に占める宅地等率が 60%以上で、人口密度 500 人以上の旧市区町村または市町村。ただし林野率 80%以上のものは除く。出典：農林水産省『2000年世界農林業センサス 用語の解説』

【表 1：推定結果】

被説明変数	非転作面積/生産調整実施面積	
	モデル1	モデル2
説明変数		
専業農家率	-0.177 (-2.103)**	-0.162 (-1.983)*
高齢化率	0.236 (-2.128)**	0.299 (-3.328)***
田面積規模5ha以上農家率	-0.093 (-0.892)	
田における稲作付け面積率	0.635 (-8.510)***	0.619 (-8.445)***
田における麦農家1戸当たり農地面積	-0.106 (-1.326)	
田における大豆農家の1戸当たり農地面積	0.011 (-0.132)	
集団転作率	-0.374 (-3.640)***	-0.385 (-3.843)***
都市的地域における田面積率	180 (2.229)**	0.214 (2.879)***
調整済みR2乗係数	0.789	0.792

() 内は t 値 ***p<0.1 **p<0.5 *p<1.0

モデル 1：全ての説明変数

モデル 2：モデル 1 から田面積規模 5ha 以上農家率、田における

2.3. 分析結果の考察

推計を行ったのは 1 と 2 の 2 つのモデルである。モデル 1 は前節で説明した全ての変数を用いて推計を行った。結果として有意でない変数があったため、モデル 1 から田面積規模 5ha 以上農家率、田における麦農家 1 戸当たり農地面積、田における大豆農家 1 戸当たり農地面積を除いたモデルを推計した。この結果、全ての変数に関して全てに有意な結果を導くことができた。本章の目的は、転作を推進させる上で重要視すべき点を明らかにすることであるため、本稿ではモデル 2 を採用する。以下でモデル 2 の推計結果に考察を加える。

①専業農家率は、10%有意水準で予想通りマイナスの結果となった。これは、農業に主に従事している生産者が転作を行う傾向にあることを示している。専業農家にとっては転作面積における収入の確保が重要なのではないかと考えられる。

- ②高齡化率は、1%有意水準で予想通りプラスの結果となった。これは、高齡者がその収入という面での農業における目的や、労働という面での年齢的な制約から転作面積においてまで作物の作付けを選択しないと考えられる。
- ③田における稲作付け面積割合は、1%有意水準で予想通りプラスの結果となった。田において稲作の占める割合が高いほど農業生産において稲作に依存していると言え、それゆえに、これらの農家にとっての転作面積の割り当ては強い負担感を伴うものになる。米に依存していることから米価にも関心があると考えられ、そのため生産調整自体は行いが、それが転作を伴ったものになっていない可能性がある。
- ④集団転作率は、予想通り有意にマイナスの結果となった。これは、転作の推進における集団転作の有効性が示せる結果となったと言える。
- ⑤都市的地域の田面積割合は、1%有意水準で予想通りプラスの結果となった。非転作率に関して、都市的地域における他の地域分類¹と比べ高い住宅地の割合や人口密度の影響が働いていると考えられる。

2.4. 本章のまとめ

第2章では、転作を推進させる上で重要視すべき要素を明らかにするために、44府県を対象とした年次データを用いて非転作率の要因分析を行う。分析の手法は最小二乗法で、非転作率を被説明変数とし、説明変数には専業農家率、高齡化率、田面積規模 5ha 以上農家率、田における稲作付け面積率、田における麦農家 1 戸当たり農地面積、田における大豆農家 1 戸当たり農地面積、集団転作率、都市的地域における田面積率を用いて重回帰分析を行った。分析結果として、専業農家率が 10%の有意水準でマイナス、集団転作率が 1%の有意水準でマイナス、高齡化率、田における稲作付け面積率、都市的地域における田面積率が 1%の有意水準でプラスとなった。

以上の結果から、転作を推進させる上で重要視すべき要素は「高齡化率」「都市的地域における田面積率」「集団転作率」「田における稲作付け面積率」「専業農家率」であることがわかった。

次章からはこれらの要素を基に、転作政策を含む生産調整がどのような変遷で現在まで至るのか、そして現在はどうのような制度であるのかを精査する。そして私たちが問題意識で述べた「転作を重点的かつ効率的に推進させる視点」を明確にしていく。

¹ 同タイプの分類として平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域がある。

第3章 現状把握

前章では転作を推進させる上で重要視すべき要素を明らかにするために、非転作率の要因分析を行った。結果としてその要素は「高齢化率」「都市的地域における田面積率」「集団転作率」「田における稲作付け面積率」「専業農家率」であることが明らかになった。本章では、前章で明らかになった転作率を規定する要素を基に、「転作を重点的かつ効率的に推進させる視点」を明確にし、現行制度においてその視点が欠けていることを明らかにする。その上で本章では先ず、米政策の変遷を示しながら転作政策を含む生産調整がどのような経緯で行われ、現在に至るのかを整理する。その後、現行制度を考察し、問題の所在を明らかにする。また、本章は前章の分析で対象となっている 2000 年から現在（2008 年 10 月時点）までを考察の対象とする。

3.1. 生産調整の概要

米の生産調整とは、生産者が国の定めた範囲内で米の生産を行うものである¹。一方で転作とは、米の生産調整に伴って発生する米を作付けることのできない水田に、米以外の作物を作付けることである。

米の生産調整の導入背景には、生産力の向上により生産量が増大する一方で、60 年代に入り、米の需要量が 1963 年度にピークを迎えるという大幅な米の需給緩和²がある。このような事態に対処するため、政府は 1971 年度から生産調整を本格的に導入した。その後も価格の下落は続いているため、開始から 30 年以上が経過した現在まで米の生産調整は継続している。

現在の制度はまず、国が毎年提示する「都道府県別の需要量に関する情報」³を基に、各都道府県へ生産目標数量を配分する。そして、各都道府県から各市町村へと配分され、最終的に個々の生産者に対し生産目標数量が配分されるという形式で行われている。

また、生産調整への生産者の参加を促すために、交付金をはじめとする様々な補償措置⁴が設けられている。現行の施策を挙げてみると、担い手⁵の場合、生産調整を実施することで「品目横断的経営安定対策（現水田・畑作経営所得安定対策）」に加入することができる。これに加入することで「生産条件不利補正対策」⁶や「収入減少影響緩和対策」¹を受ける

¹ 具体的には、生産者に対して生産数量目標を配分する（ポジ配分）手法と生産調整実施面積（減反）を割り当てる（ネガ配分）手法の 2 種類がある。1971 年～1975 年は生産数量目標、その後 1976 年～2003 年までは生産調整実施面積による割り当てを行っていた。2004 年度以降、再度生産数量目標の配分に転換され、現在もその流れが続いている。

² 60 年代に入り、米の需要量が 1963 年度にピーク（1341 万トン）を迎えた一方で、生産量は 1966 年産から 3 年連続で 1400 万トンを超えるという事態が発生した。

³ 生産目標数量とあわせて、それに対応する作付け面積も示されている。

⁴ 横山(2003)は、生産調整は米価の価格維持によってある程度生産者の手取り価格が補償されたとしても、生産調整による米販売量の減少に対して補償が行われず、生産者の所得を減少されることになるならば、生産者の生産調整への参加協力は困難となると述べ、生産調整に対する補償措置の必要性を述べている。

⁵ 担い手とは、「認定農業者、特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織であること」と「一定規模以上の水田又は畑作経営を行なっているものであること」を要件とした農業者である。担い手への施策の集中化・重点化が図られている。

⁶ 生産条件不利補正対策とは、麦、大豆、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょの生産コストのうち、販売収入では補えない部分について、過去の生産実績や毎年の生産量・品質に基づいて補填がなされるものである。

ことができる。また担い手でない生産者の場合も、生産調整へ参加することで、「産地づくり対策」²として各地域に配分される産地づくり交付金による米・転作作物の生産への支援を受けることが可能となる。加えて、もし米が豊作になり過剰米が発生した場合でも、生産調整に参加していれば、「集荷円滑化対策」³への加入もできる。このように、生産調整に参加することによって、稲作・転作の収入の補償や、豊作の場合における諸費用の補填など、数多くの交付金がメリット措置として用意されている。

3.2. 転作政策の推移の概要

転作政策の推移を、図 3-1 に示した。生産調整の対策変更と、それに合わせた転作に対する方針や助成の方法の推移をまとめたものである。

【図 3-1：生産調整の変遷（基本的考え方と特徴）】⁴

1971年(55万ha)	1978年(39万ha)	2000(96万ha)	2004(857万t)
稲作転換対策	水田利用再編対策	水田農業経営 確立対策	米政策改革
<ul style="list-style-type: none"> ・需給ギャップの段階的解消を図りつつ、稲から他作物への作付け転換を推進。 ・休耕に対しても助成(1973年まで) ・果樹等の永年性作物の転作に加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の総合的な自給力の強化 ・飼料作物・大豆・麦等との単価に格差を設定 ・団地化等地域ぐるみによる転作推進に対して助成を加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・需要に応じた米の計画的生産の推進 ・麦、大豆、飼料作物等の本格的生産(本作化)の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の創意工夫による円滑な生産調整を推進する産地づくり交付金

出典：農林水産省『産地づくり対策について』p.1を基に、横山彰研究会 12 期食料班が作成

開始当初(1971～1973)こそ単純休耕(単なる水田への不作付け)⁵に対しても助成金が交付されていたが、それ以降は団地化等、地域ぐるみによる転作推進に対する助成の加算(「水田利用再編対策」)や、転作作物の本格的生産(本作化)の推進(「水田農業経営確立対策」)を実施している。このことから、横山(2003)は「転作は、1974 年度以降生産調整の主たる形態となった」⁶とし、また「(生産調整の)補償措置の中軸をなしてきたのが生産調整補助金、とりわけその中心である転作補助金だった」⁷と述べている。

このように推移してきた転作政策であるが、2004 年度以降大きな転換を迎えることになる。それまでは国が一律に各作物への助成単価を設定していたのに対し、2004 年度以降は助成単価の設定については地域の裁量に委ねられることとなった。現行の転作政策としては、「産地づくり対策」が生産調整に対するメリット措置という位置づけで行われている。以上が、転作政策の変遷の概要である。これを踏まえたうえで、次節以降転作政策の変遷の詳細を述べていく。

¹ 収入減少影響緩和対策とは、米、麦、大豆、てん菜、でんぷん原料用ばれいしよの販売収入の合計額が過去の基準期間(品目ごとに異なる)の平均収入を下回った場合に、差額の 9 割について補填がなされるもので、生産者からの一定の拠出に基づいている。

² 産地づくり対策については、「3.3. 転作政策および転作政策にまつわる対策の推移」および「3.3.2. 転作政策の推移：2004 年～2008 年」で詳述する。

³ 豊作による過剰米を、主食用の米から隔離(区分出荷・保管)することにより、米の需給と価格の安定を図る制度。生産者も資金の造成に拠出する。区分出荷などの費用への融資や、生産者支援金を受け取ることができる。

⁴ 年度の横に示されている面積は、各年度における生産調整目標面積を表している。また、2004 年度以降は生産調整目標面積の配分から、生産数量目標の配分に切り替わったため、単位が「ha」ではなく「t」となっている。

⁵ 横山(2003), p.6

⁶ 横山(2003), p.6 より引用

⁷ 横山(2003), p.6 より引用。括弧内は筆者らによる加筆。

3.3. 転作政策および転作政策にまつわる対策の推移

まず、米政策全体の推移について図 3-2 にまとめた。1999 年¹～2008 年までの 10 年間に様々な対策が打ち出されてきたことがわかる。この中で最も注目すべきは、2002 年 12 月に発表された「米政策改革大綱」である。この「米政策改革大綱」の出現によって米政策、とりわけ生産調整および転作政策は大きく転換されることになる。そこで、本節では、2000 年～2003 年、2004 年～2008 年の 2 つに項を分けて、転作政策について述べていく。2000 年～2003 年は、期間中実施されていた対策および 2004 年度以降開始される「米政策改革」の概要についてまとめる。そして 2004 年～2008 年は「米政策改革」を受けて実施されることとなった「産地づくり対策」を中心にまとめる。

【図 3-2：転作政策にかかわる政策の推移】

年度	月	米政策	実施されていた対策
1999	7	食料・農業・農村基本法成立・公布	緊急生産調整推進対策
	10	水田農業経営確立対策	
		水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱	
2000	3	食料・農業・農村基本計画決定	水田農業経営確立対策
	9	平成12年緊急総合米対策	
2002	1	生産調整研究会発足	
	6	生産調整研究会中間取りまとめ	
	11	生産調整研究会「水田農業政策・米政策再構築の基本方向」	
	12	米政策改革大綱	
2003	6	食料法改正成立・公布＝米政策改革基本要綱	新たな需給調整システムへシフト
2004	4	米政策改革実施／改正食糧法施行＝計画流通制度廃止	
		水田農業構造改革対策実施要綱	
2006	10	経営所得安定対策等大綱	
2007		品目横断的経営安定対策	
		米緊急対策	
2008	2	地域水田農業活性化緊急対策	
	4	稲作構造改革促進緊急対策	

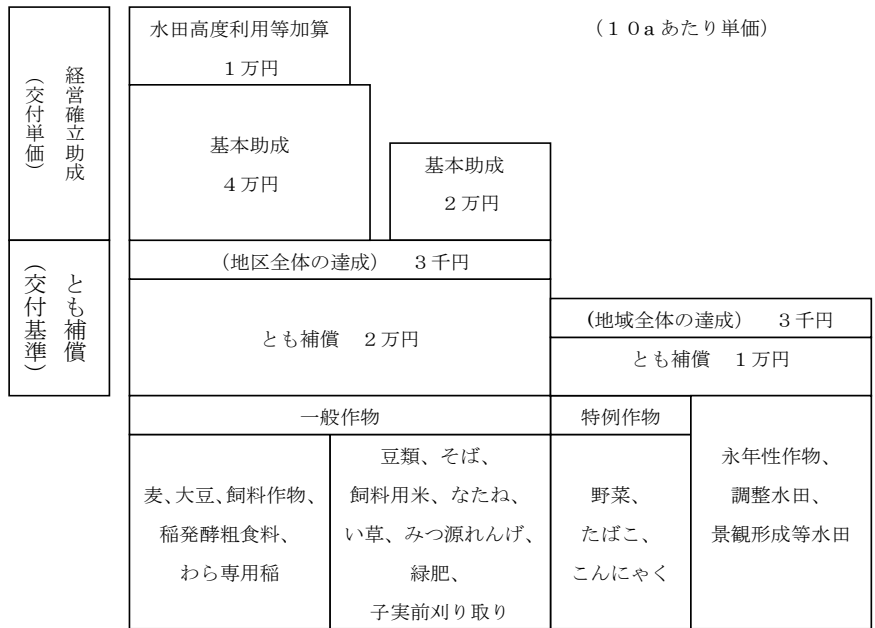
出典：谷口信和(2004)『米政策改革の全体像と現実的可能性』p.3,表 I-2-1 より、横山彰研究会 12 期食料班が作成

¹ 本章冒頭でも述べたとおり、現状把握の対象とするのは 2000 年から 2008 年までであるが、2000 年を把握するにあたって 1999 年 7 月に成立・公布された「食料・農業・基本法」、「水田農業経営確立対策」、「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱」を用いる必要があるので、図 3-2 に記載することとした。

3.3.1. 転作政策の推移：2000年～2003年

2000年～2003年の間実施されていた対策は、図 3-2 からわかる通り、「水田農業経営確立対策」¹である。これは、1999年11月に発表された「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱」²（以下、「活性化大綱」）を受けて策定されたものである。「活性化大綱」の特徴としては、水田における麦・大豆・飼料作物の「本格的生産」³が打ち出されたことが挙げられる。そして、この方針は「水田農業経営確立対策」にも反映されており、同対策においては「需要に応じた米の計画的生産の推進」、「麦、大豆、飼料作物等の本格的生産（本作化）の推進」が掲げられている⁴。この背景には、「99年7月制定の新基本法」⁵に関連して食料自給率の向上が政策的課題とされ、自給率の低い麦・大豆・飼料作物の国内生産増大が求められていたことが1つの背景としてあったが、同時に、そこには米過剰の発生を防止するために米生産調整目標面積を高水準で継続しなければならない（00年度目標96万3000ha）、そのために転作作物の生産をいっそう促進しなければならないという事情があった。⁶と横山(2006)は述べている。このような状況の中で、転作については、「とも補償」、「経営確立助成」が行われていた。「とも補償」および「経営確立助成」の助成体系は以下の図 3-3 の通りである。

【図 3-3：「経営確立助成」対策下における助成体系】



出典：農林水産省『米をめぐる事情』を基に、横山彰研究会 12 期食料班が作成

1 出典：農林水産省(2003)『平成 15 年度 農林水産省年報』
 2 出典：農林水産省(1999)『水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱』
 3 「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱」冒頭に「本対策は、食料・農業・農村基本法の成立を踏まえ、食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展等を着実に推進するため、需要に応じた米の計画的生産と水田を有効活用した麦・大豆・飼料作物等の本格的生産の定着・拡大を図り、もって、水田を中心とした土地利用型農業の活性化を図ることを狙いとする。」と書かれている。
 4 出典：農林水産省(2008)『産地づくり対策について』
 5 1995年に制定された「食料・農業・農村基本法」を指している。
 6 横山 (2006), p.8 より引用

まず、「とも補償」¹とは、各農業者の拠出と政府の助成によって資金を造成し、地域における取り組みに応じ補償金を交付する制度である。この制度は、「経営確立助成の措置を補完し、需要に応じた米の計画的生産の円滑かつ確実な実施、水田の十分な活用、地域における水田農業振興等に資する」²ために、従来の「米需給安定対策」からいくつかの改善が加えられた。

また「経営確立助成」は、2000年～2005年を対象期間として開始されたもので、「活性化大綱」や「水田農業経営確立対策」を反映し、「麦・大豆・飼料作物との主産地形成に向け、作付け団地化又は土地利用の担い手への集積、地域の気象条件等を踏まえた基本的な栽培技術の実施等の要件を満たして麦・大豆・飼料作物等の本格的生産に取り組む農業者を支援するための助成金」³を交付するとしている。そのため、基本額⁴を団地化助成と担い手への土地利用集積助成の2本柱にするとともに、基本的な栽培技術等の技術メニューの中から地域の条件に応じて選択が可能な仕組みとなっている。また、加算額として1年2作等の水田の高度利用等に対する交付も用意されている⁵。

以上のように従来に比して⁶、地域の実情が反映しやすい仕組みとなっているものの、依然として各技術のメニューや作物に対する助成単価が固定されていた。その点で、「経営確立助成」は依然として国が主体となって行われているといえることができる。

しかしながら、谷口(2004)は2000年以降の状況を「転作面積率⁷が40%と、これ以上の引き上げがきわめて困難な『上限』に達しつつあるなかで、転作割当ての達成をめぐる緊張(不公平感と閉塞感)が臨界点を迎え」⁸ていたとして、「生産調整の困難化」を指摘している。つまり、転作作物生産を促進し、それに対応する政策を打ち出しながらも、一方で国が一律で行う生産調整が限界に達していたことが伺える。そのため、「水田農業経営確立対策」実施期間内である2002年に政府は「生産調整に関する研究会」⁹(以下、生産調整研究会)を発足させ、米政策の改革を実施していく。この研究会の最終報告をうけて政府が作成したのが、「3.3.転作政策および転作政策にまつわる対策の推移」で述べた「米政策改革大綱」である。

生源寺(2006)¹⁰は、「生産調整研究会の議論において強調された点として、農業者の経営判断の大切さと全国一律型政策の限界のふたつ」があり、それぞれの代表例として「上意下達的方式で割り当てられる減反」と、地域の特性を無視して「画一的な基準が適用されてきた」転作助成金を挙げている。生産調整研究会は以上のような問題意識に基づき、2002年11月に最終報告を「水田農業政策・米政策再構築の基本方向」としてまとめ、それを受けて2002年12月「米政策改革大綱」が発表された。この「米政策改革大綱」(以下、米

¹ 出典：農林水産省(2001)『平成12年度 農林水産省年報』

² 出典：農林水産省(2001)『平成12年度 農林水産省年報』

³ 出典：農林水産省(2003)『平成15年度 農林水産省年報』

⁴ 横山(2003)の説明によれば、基本額とは「転作作物の作付け自体に交付される」ものであり、加算額とは「地域における米生産調整目標の達成や転作作物のコスト削減に向けた団地化などを対象として交付される」ものである。(横山英信(2003), p.7より引用)

⁵ 出典：独立行政法人農畜産業振興機構(2000)『畜産の情報(国内編)』

⁶ 1998年、1999年と行なわれた「緊急生産調整推進対策」においても、とも補償として「米需給安定対策」が、転作への助成として「水田営農確立助成金」などが用意されていたが、転作作物への助成は全国一律の単価が設定されていただけであった。

⁷ ここでいう「転作面積率」は、全水田における生産調整実施面積の割合をさしており、本論文で用いている定義とは異なる。

⁸ 谷口(2004), pp.7-8より引用

⁹ 2002年11月に出された「米政策の見直しと当面の需給安定のための取組について」の中で「生産数量管理への円滑な移行のため、生産者団体、行政等から構成される研究会を設置する」ことが提起されたことを受け、2002年1月に発足。生産調整や計画流通制度、米政策全体に関する検討を行った。

¹⁰ 生源寺(2006), p.88-89より引用

政策大綱)の登場によって、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」¹(以下、食糧法)が改正されるなど、米政策の枠組み自体を根本的に大きく変えた。

「米政策大綱」は「米を取り巻く環境の変化に対応し、消費者重視・市場重視の考え方に立って、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図る。このため、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革を整合性をもって実行する」²ことを目的とし、その目的に沿って2つの方針を打ち出した。1つは零細稲作農家が水田の多くを占める現状から、2010年度までに「効率的かつ安定的な農業経営」を行う農家が水田の約6割を占めるような農業構造を目指し、彼らを主体とした米づくりがなされる「米づくりの本来あるべき姿」³を実現することである。もう1つは2008年度までに米の需給調整のシステムの主体を、生産者団体へと移すことである⁴。

以上のような方針を具体化する形で、生産調整は生産者団体を主体として行うものとされた。それに伴って、生産調整の目標設定の仕方が大きく変更された。2004年度から、生産調整目標は面積ではなく、数量で配分が行われるようになったのだが⁵、その配分方法は以前とは異なっている。政府は米の需給見通しを立て「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を作成するにすぎず、政府による各都道府県への生産調整目標面積の配分は行われなくなった。一方、生産者団体は米の生産目標数量を含む「米穀の生産調整に関する方針」⁶を作成し、それが政府の作成した基本指針に照らしあわせた上で認定されれば、自ら生産目標数量を決定し、各米生産者に配分する。

転作政策についても、「3.3.転作政策および転作政策にまつわる対策の推移」で述べた通り大きく転換が行われた。生産調整同様、地域の実情を重視する仕組みへと変更されたのである。内容の詳細については「3.3.2.転作政策の推移：2004年～2008年」で詳述する。

また、生源寺(2004)はこの政策改革には内容に加えてタイムスケジュールにも従来とは異なる特徴があると述べている。それは第1に2003年度を改革の準備期間とした点、第2に2段階の改革スケジュールを用意した点である。前者について、過去の米政策の手直しは秋にその内容が決定され、翌年の春に慌しく実施されるパターンを繰り返してきた。しかし、今回は大改革であるために2002年に計画を策定し、本格実施を2004年以降とすることで1年間の準備期間を設けたのである。こうした一定の準備を経て2004年度に改革は本番を迎えた。そして、後者は準備期間を経て、改革が実行される2004年から2006年までを第1ステージと設定し、第1ステージ終了後から「米づくりの本来あるべき姿」の実現の目標年次である2010年までを第2ステージとするものである⁷。その中で、実行過程に対するチェックは毎年見直しが行われるが、そのまた1つ大きな区切りの単位として、第1ステージ終了後に検証が行われる。改革の各要素の改革の流れを見てみると、まず需給調整システムに関しては、第1ステージでは販売実績を基礎として、面積ではなく生産数量を配分する方式へ転換し、その結果を検証した上で、第2ステージの2007年または2008年までに農業者・農業団体が主役となるシステムへと移行することを目指す。そして生産構造に関しては、2006年から開始する「地域水田農業ビジョン」を、2010年まで着実に推進

¹ 1995年に食糧管理法に代わって施行された法律。これに伴い、政府による米の全量管理を廃止し、自主流通米を中心とするなど、米の市場開放が進んだ。

² 出典：農林水産省(2002)「米政策米政策改革大綱」2002年12月

³ 「米づくりの本来あるべき姿」とは、「米政策改革基本要綱」によると「効率的かつ安定的な経営体が、市場を通して需要動向を鋭敏に感じとり、売れる米づくりを行うことを基本として、多様な消費者ニーズを基点とし、需要ごとに求められる価格条件等を満たしながら、安定供給が行われる消費者重視・市場重視の米づくりが行われること」である。

⁴ 出典：横山(2003)p.12

⁵ それと同時に、今までは公表されていなかった各都道府県へ配分する際の配分要素の比率についても、同年から公表されるようになった。

⁶ 佐伯(2005)によれば、「農協等の米出荷団体によって作成される地域おける米需給ビジョンであり、その目的はそれぞれの地域での販売戦略を踏まえて『どのような銘柄で、どのような品質の米を作るのか』を示すことにある。

⁷ 詳細なスケジュールの流れ、中身については参考資料①米政策改革の流れを参照されたい。

することで、明確化された担い手の育成を目指す。さらに集荷・流通分野や生産者補償に関する改革は、可能なものから実行し、第 1 ステージ終了後の検証において、他施策との整合性をとる。こうした各要素を組み合わせ、2010 年の「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指した、政策改革が行われることとなった。

この改革に基づいて、2004 年以降どのような転作政策が実施されたのか。次節において、各対策の詳細を把握していく。

3.3.2. 転作政策の推移：2004 年～2008 年

転作政策については前述した「活性化対策」に基づく「経営確立助成」が 2003 年で打ち切られ、「産地づくり推進交付金」が導入されることとなった。これは従来の助成金と異なり、各地域に対し交付金の使い方に対して裁量を持たせている。このような仕組みが導入された背景には生産調整研究会による「全国一律的な支援策の推進によって、地域水田農業の実情に応じた構造改革、地域の特色ある農業展開や農業者の主体的な経営判断を阻害しているのではないかと」および「麦・大豆の作付け面積は増加しているが、『転作作物』の意識が抜けず、品質・生産性向上の取組みが進展せず、需給のミスマッチが増大している」という指摘¹がある。この指摘を受け、米政策改革の一環として転作政策については、「産地づくり推進交付金」が導入されることとなった。

本節ではこの制度についての把握を行い、さらに 2004 年以降どのように推移していったのかを述べていく。ただし、転作についても「米政策大綱」のスケジュールに合わせて 2004～2006 年と 2007～2009 の 2 つに分けられている。現在は、後者の制度の実行期間である。そのため、2004～2006 の間に実施された制度と現行の制度の 2 つに分けて把握を行っていく。

①2004～2006 年に実施された制度

この間実施された対策は、2004 年に制定された「水田農業構造改革」²である。これは「米政策大綱」および「米政策改革基本要綱」³に基づいて、「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指し、従来の米の生産調整に関するメリット措置の抜本的見直しを旨としたものである。主な対策は図 3-4 の通りである。

【図 3-4：水田農業構造改革対策（2004～2006 年）一覧】

水田農業構造改革対策		
産地づくり対策		
●産地づくり交付金 (産地づくり事業+特別調整加算) ●麦・大豆品質向上対策 ●耕畜連携推進対策 ●畑地化推進対策	稲作所得基盤確保対策	担い手経営安定対策

出典：農林水産省『平成 16 年農林水産省年報』を基に、横山彰研究会 12 期食料班が作成

この中で「産地づくり対策」は水田農業構造改革対策の推進のための助成措置として位置づけられており、「地域の特色ある水田農業の展開を図りながら、米の生産調整の的確な実施及び水田環境等の良好な保全をするため、地域自らの発想と戦略により、水田農業の将来

¹ 出典：農林水産省(2008)『産地づくり対策について』

² 出典：農林水産省(2005)『平成 16 年度農林水産省年報』

³ 出典：農林水産省(2004)『米政策改革基本要綱』

方向を明らかにしたビジョンに基づき、需要に応じた作物生産及び水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地を育成する地域の取組を支援する」¹とされている。

このような方針を反映させた結果、産地づくり対策の助成体系は 3 つに分類されることとなった。そして、地域水田農業ビジョンに登録されている担い手の数等を基に、国がそれぞれの助成単価に基づいて算定された金額を都道府県へ配分する。それを、各都道府県が各々の方針に基づいて各市町村に配分し、それを基に各市町村に設けられた「地域水田農業推進協議会」が地域の実情を反映した助成単価に組み替えることとなっている。

算定の基となる 3 つの助成体系²とは、作物ごとに区分した「基本部分」（産地づくり事業、特別調整加算）と担い手の育成目標を定めた取組を対象とした「担い手加算」。さらに、「麦・大豆品質向上対策」、「耕畜連携推進対策」、「畑地化推進対策」等の「重点作物特別加算」である。このうち、地域に裁量が認められているのが、「基本部分」と「担い手加算」だ。前述したとおり、地域の実情を反映させながら助成単価を定めることができる。

地域における助成単価の組み方の事例として、図 3-5 を作成した。2 つの例を挙げたが、A 県 a 議会においては、麦・大豆の生産進行及び契約栽培に取り組んでおり、結果として麦・大豆を重視したメニューを用意している。そして B 県 b 協議会においては、麦や豆についての加算体系を用意し、さらに、生産調整実施面積を有効に用いるための団地化助成が行われている。二つの事例から、各地域がその独自性を発揮した助成体系を組み立てられることがわかる。

¹ 出典：農林水産省(2005)『平成 16 年度農林水産省年報』

² それぞれの詳細な助成体系（単価、作物等）については参考資料④産地づくり対策算定単価イメージ図を参照されたい。

【図 3-5：各市町村の産地づくり交付金助成体系】

A 県 a 協議会

麦・大豆の生産振興及び契約栽培の取組

麦・大豆 2 作	
担い手助成（土壌改良費助成）	4,000 円
担い手助成（集団防除助成）	1,890 円
麦・大豆 2 作 37,000 円	

B 県 b 協議会

パン用小麦の振興、大豆の団地化及び水田高度利用の支援

麦・大豆	
団地化助成 2 h a 以上 35,000 円	団地化助成 1 h a 以上 20,000 円
地区達成加算 8,000 円	
水田高度利用加算（麦+豆） 8,000 円	
小麦振興対策費 2,000 円	

出典：農林水産省『水稲作付け農家のみなさんへ』（パンフレット）を基に、横山彰研究会 12 期食料班が作成

また、「産地づくり対策」の交付要件となっている「地域水田農業ビジョン」の策定に当たっては、担い手の明確化や土地集積の目標を掲げることが¹が求められている²。ここから、この対策には地域の実情を踏まえる、という点だけでなく、担い手への土地集積等をすすめることで「米づくりのあるべき姿」を実現させるという観点も反映されていることがわかる。

以上が、2004 年～2006 年に実施されていた制度である。次に、現行の制度についてまとめる。

¹ 「地域水田農業ビジョン」の内容として政府が定めているものは、上で挙げたもの以外に農業の改革の基本的な方向や地域水田農業ビジョン実現のための手段を明確にするものが挙げられる。

² 出典：農林水産省(2003) 『米改革基本要綱』

② 2007年～2008年に実施されている制度

続いて第2ステージ以降の変遷とあわせて現行の制度を把握していく。

まず、第1ステージの終了後の主な動きとしては、「経営所得安定対策等大綱」策定とそれに伴い2008年度から新たな需給調整システムと並行することが決定されたことが挙げられる。横山(2006)は、「経営所得対策等大綱」の登場の背景には、2005年に策定された「食料・農業・農村基本計画」¹があると指摘している。「食料・農業・農村基本計画」の中において、「望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保」、「農地の有効利用の促進」、「経営安定対策の確立」が挙げられており、これらの課題に対応する政策を推進していく一環として「経営所得安定対策等大綱」が登場したのである。その結果、「経営所得安定対策等大綱」は「品目横断的経営安定対策」、「米政策改革推進対策」、「農地・水・環境保全向上対策」の3施策を盛り込むものとなった。そして、それを受けて翌2007年7月に決定された「経営所得安定対策等大綱」において、2008年度から新たな需給調整システムに移行することが決定された。また、2008年度から米も含めた「品目横断的経営安定対策」が導入することを踏まえ、第1ステージに実施されている施策に見直しを加えられることも「経営所得安定対策等大綱」によって決定された。この見直しのうち、転作政策である「産地づくり対策」については、現行対策の実施状況などを踏まえた見直しが行われることとなった²。以下、「産地づくり対策」の見直し³内容を述べる。

「産地づくり交付金」については、対策期間中一定額を交付、使途および水準を地域で決定するといった、対策の骨格は維持されることとなった。また、骨格を維持した上で水田農業構造改革の実効をあげるため、国のガイドラインに担い手支援に向けた具体的な使途を列挙することとし、担い手への重点的な活用を促進することとした⁴。さらに、新たな需給システムの下での円滑な取組のため、当面の措置として従来の特別調整促進加算に代わって「新需給調整システム定着交付金」を交付することとした。内容としては、現行の特別調整促進加算の仕組み⁵を継続し、その使途については大幅な超過達成、地域振興作物（従来は対象外であった麦、大豆、飼料作物も対象とする）、その他の意欲的な生産調整の3つの取組を対象とすることとした。

3.4. 転作を重点的かつ効率的に推進させる視点

以上のように、現行の転作政策を含む生産調整を見る限り、「集団転作率」を向上させる助成体系は存在している。現状把握にて述べたように、現在、転作については「産地づくり対策」が行われているところである。「産地づくり対策」は、基本部分において交付される額によって地域の実情に合わせた助成体系を構築することが可能となっている。そのため、集団転作に加算措置を行うことも可能である。実際、「産地づくり対策」を利用して集団転作に力を入れている地域も存在している⁶。そして、「田における稲作付け面積率」に関し

¹ 出典：農林水産省(2005)『食料・農業・農村基本計画』

² 出典：農林水産省(2008)『米政策改革推進対策に関する Q&A』

³ 出典：農林水産省(2008)『米政策改革推進対策に関する Q&A』

⁴ 農林水産省はその具体策として、ガイドラインに担い手に対する単価の上乗せや担い手への農地集積・作業の受託等への助成を提示することを挙げている。

⁵ 都道府県の判断により、使途や単価を設定し、地域条件に応じた意欲的な生産調整を支援する仕組み。

⁶ その事例として宮城県松島町が挙げられる。「地域水田農業ビジョン」の重点項目として①圃場整備事業実施地目からの集落型経営体の育成を図る②産地づくり交付金の活用により、担い手への農地集積及び担い手を中心とした地域特例作物等の生産拡大を図り、産地づくりを推進する、の2点を盛り込み、結果として団地化による集団転作、5地区・6団体・50haで、大豆・飼料作物(WCS)・そばの作付が行われ、集団転作面積が増加した。出典：宮城県松島町地域水田農業推進協議会(2004)『産地づくり交付金の活用による集団転作支援』

なお、現在行われている「新需給調整システム定着交付金」は都道府県段階の判断により、使途や単価を設定し、地域条件に応じた意欲的な生産調整の取り組みを推進する対策である。また、交付金の都道府県配分については、原稿対策期間中の麦・大豆・飼料作物等の水田における作物の作付け状況等が判断材料となるとされている。このことから、産地づくり対策だけでなく、「新需給調整システム定着交付金」を集団転作に振り向けることも可能だと考えられる。

ては、その面積率が高い地域は非転作率が高くなる傾向にあるという分析結果が得られた。つまり、そのような地域は稲作への依存度が強いために、稲の作付面積率が高く転作面積が小さいとしても、その中でさえ転作を行わないという選択していると考えられる。よって、稲作付面積率が高い地域に関しては転作を推進させるという観点からも稲の作付けに特化させるような制度が望まれる。後で詳しく述べるが、現在の生産調整目標数量の配分方法は過去の需要実績を反映させた形で決定されるため、需要に見合った米を作るほどにその地域に対する生産調整目標数量の配分量は高まる。需要に見合った形で米の生産に特化すればそれだけ生産調整目標数量の配分が高まるために、現在の配分方式は、稲作への依存度が高い地域ほど米の生産に特化するインセンティブのある制度であるといえる。

しかし残りの「高齢化率」「専業農家率」「都市的地域における田面積率」を考慮した奨励金体系は存在していない。

しかしそもそも、これらの要因に対して奨励金を支払い、転作率を向上させようとするのは効率的ではない。なぜなら、「高齢化率」「専業農家率」「都市的地域における田面積率」に関して、転作率を向上させるために、どの程度の値を境にどの程度の額を交付すれば良いのかという線引きが非常に難しい。よって奨励金体系にこれらの要因を加味することは非効率になる恐れがある。こうしたことから、転作政策ではなく、生産調整自体、つまりは生産目標数量の配分方法に「高齢化率」「専業農家率」「都市的地域における田面積率」を加味することが求められる。これは転作が行いやすい地域・行いにくい地域を考慮した配分となるため、効率的に転作を推進させることができる。そこで次節では、現在の生産目標数量の配分方法がどのように行われているのかを把握し、問題点を抽出する。

3.5. 生産目標数量の配分方法

先にも述べたとおり、米の生産調整の実施方法は、平成 15 年までは生産調整実施面積の配分（ネガ配分）を行ってきたが、平成 16 年からは生産目標数量の配分（ポジ配分）に変更された。その生産目標数量は、まず国から都道府県へと配分され、その後、各市町村へ、そして地域協議会の最終決定を経て、各農家へと配分される。国から都道府県への配分方法は一律であるが、都道府県から市町村への配分方法は各都道府県によって様々であり異なるため、本論文では国から都道府県への配分方法を考察対象とする。

国から都道府県へ生産目標数量を配分するにあたって、まず全国の生産目標数量を決定しなければならない。その算定方法は、例えば、平成 20 年/21 年（20 年 7 月から 21 年 6 月までの 1 年間）の生産目標数量を決定する場合、前年の全国の需要実績を算定することから始まる。平成 19 年/20 年の全国の需要実績は、

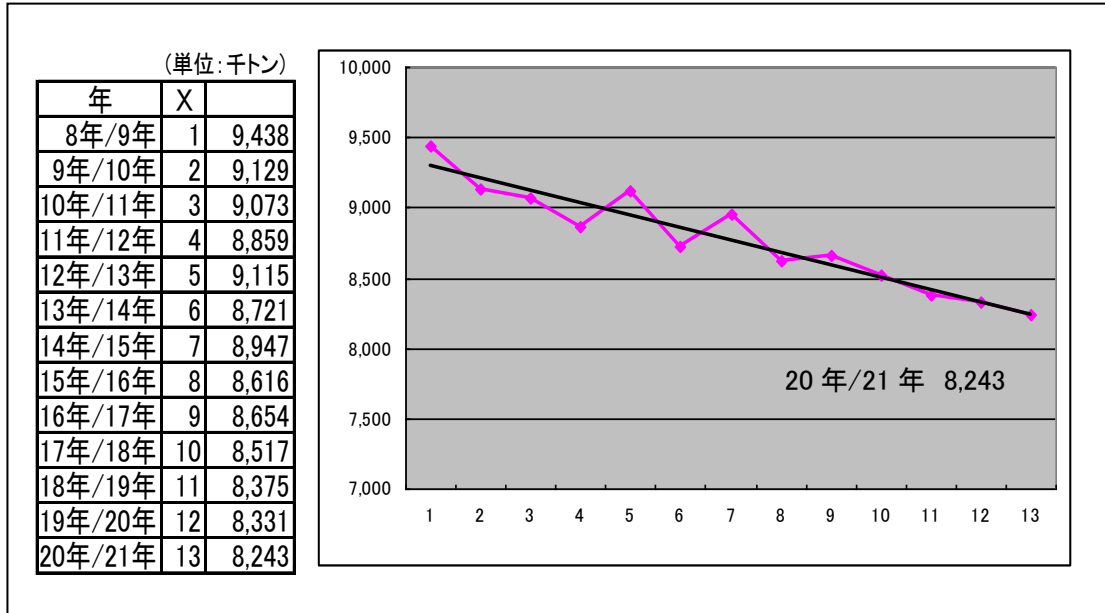
$$\text{生産量} \times \text{平年収量} / \text{実収量} \pm 6 \text{ 月末在庫増減数量} + \text{政府米販売量} \pm \text{作付けに関する補正}$$

という式から算定する。そしてこの需要実績を図 3-6 のように過去の需要実績に加え、トレンド（回帰式）を見ることによって需要見通しを立て、平成 20 年/21 年の全国生産目標数量を決定する。この方法により、年々進む米の消費量の減少を考慮することができる。

次に、各都道府県の需要見通しを立てる。これも全国の方法と同様に過去の需要実績を基にする。しかし全国の方法とは若干異なり、見通しを立てる年の直近 6 ヶ年の需要実績のうち、その値の最高年と最低年の数値を除外した 4 ヶ年のトレンドを見ることで需要見通しを立てる。こうして算出した都道府県別の需要見通しは全国のシェアに換算され、これに応じて全国生産目標数量を各都道府県に配分していく¹。

¹ 出典：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（平成 17 年 11 月）

【図 3-6:平成 8 年/9 年～18 年/19 年の全国の需要実績データによる需要見通し算出方法】



出典：農林水産省『米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(案)』(平成 19 年 7 月)より横山彰研究会 12 期食料班が作成

3.6. 問題の所在

算定方法を見てもわかるように、現在の生産目標数量の配分方法¹には、過去の需要実績のみを根拠として各都道府県に配分されており、転作率に関連する地域的な要素が全く加味されていない。こうした配分方式では、その地域の転作への適不適を無視した状態で、生産目標数量が配分されてしまう可能性をはらんでいる。これは、本論文の問題意識でも指摘したように、生産調整のあり方に「転作を重点的かつ効率的に推進させる視点」が欠けていると言わざるをえない。

転作を重点的かつ効率的に推進していくためには、生産目標数量の配分方式に「高齢化率」「専業農家率」「都市的地域における田面積率」を取り入れる必要がある。

そこで次章では、これらの要因を加味した新たな配分方法を提言する。

3.7. 本章のまとめ

本章では「転作を重点的かつ効率的に推進させる視点」は「高齢化率、専業農家率、都市的地域における田面積率を生産目標数量の配分要素に加味させる視点」であることを明確にした。ここでいう「重点的」とは、配分方法に転作の視点を組み込むことであり、「効率的」とは、転作奨励金による方法ではなく、その地域の転作の適不適を考慮した配分方法をとることを示している。そして、そのような視点が現行制度において考慮されていないことを明らかにした。次章では、この問題点を改善させるための政策提言を行う。

¹ 過去の配分方法に関しては補足資料①及び②を参照されたい

第4章 政策提言

前章では、現行の生産調整において「高齢化率、専業農家率、都市的地域における田面積率（以下、これら3つの要素を転作推進要素と記す）を生産目標数量の配分要素に加味させる視点」が欠けていることを明らかにした。そこで本章では、生産目標数量の配分方法に高齢化率、専業農家率、都市的地域における田面積率を加味することを政策目標とし、具体的な政策手法を示す。

4.1. 政策手法：転作推進要素を加味した生産目標数量の傾斜配分

転作推進要素を加味した生産目標数量は、国から各都道府県へ配分する生産目標数量が決まった段階で転作推進要素を補正要素として組み込み算定される。具体的な政策手法をモデルケースを使いながら説明していく。

ここではA県、B県、C県、D県、E県の転作推進要素が図4-1のような場合を想定する。ここで注記すべき点としては、高齢化率が高いほど、専業農家率は低いほど、都市的地域田面積率が高いほど転作が進みにくいため、これらの符号を合わせるために100%の値から専業農家率を引いている点である。

【図4-1】

	高齢化率	1-専業農家率	都市的地域 田面積率
A県	0.2	0.8	0.2
B県	0.15	0.75	0.5
C県	0.2	0.75	0.3
D県	0.1	0.8	0.4
E県	0.25	0.85	0.6
合計	0.9	3.95	2.0

【図4-2】

	A: 生産目標数量	B: 転作推進要素を2割 加味する場合($B=A*0.2$)	C: 粗配分量(A-C)
A県	300	60	240
B県	200	40	160
C県	150	30	120
D県	100	20	80
E県	250	50	200
合計	1000	200	800

A県～E県の生産目標数量は図4-2のようになっており、例えば転作推進要素を2割加味する場合、A県への粗配分量は240になる。こうして集まった転作補正配分量は合計で200になり、これを、3つの要素に均等に(67ずつ)配分する。そして、A県～E県の高齢化

率の合計に対する各都道府県の高齢化率シェアを算定し、67の量を各都道府県へと配分する。例えばA県の高齢化率シェアによる配分量は 67×0.2 (A県の高齢化率) / 0.9 (A~E県の高齢化率の合計) で14.8と算定される。

【図 4-3】

	a: 高齢化率 要素	b: 1-専業農家率 要素	c: 都市的地域田面積率 要素	転作推進合計量 (a+b+c)
A 県	14.8	13.5	6.7	35.0
B 県	11.1	12.7	16.7	40.4
C 県	14.8	12.7	10.0	37.5
D 県	7.4	13.5	13.3	34.2
E 県	18.5	14.3	20.0	52.9

これと同様に各配分量を算定していき各都道府県の転作推進合計量を算定する。このように算定された都道府県ごとの転作推進量を粗配分量に加え、転作推進率を加味した生産目標数量を算定する。

【図 4-4】

	転作推進合計量	粗配分量	補正後配分量	生産目標数量
A 県	35.0	240	275.0	300
B 県	40.4	160	200.4	200
C 県	37.5	120	157.5	150
D 県	34.2	80	114.2	100
E 県	52.9	200	252.9	250

この結果、転作推進要素を2割加味した場合、A県は生産目標数量が25減少し、B県は0.4増加、C県は7.5増加、D県は14.2増加、E県は2.9増加することになった。

以上のような政策手法により、生産目標数量の配分方法に高齢化率、専業農家率、都市的地域における田面積率が加味され、転作の適不適が考慮されるので、効率的に転作を推進させることができる。しかしながら、生産目標数量の配分方式に、転作推進要素をどれくらい加味するのかといった、適切な割合を提示することができなかつた為、今後の研究課題とする。

おわりに

本論文では、食料の国際市場において、一時的・構造的な要因から需要の逼迫が起こっている現状を踏まえ、食料自給率が 4 割程度である日本においては、経済発展の著しい国々との食料の奪い合いや、輸出国の自国供給優先による食料輸入の減少などが懸念されるため、日本の国内農業による食料供給の確立は急務であることに言及した。しかし、そのために最大限利用されなければならない農業基盤である農地は、年々その面積が減少している。本論文では、その原因として米の生産調整の拡大と、それに伴う非転作面積の増加をあげた。そして国内農業による食料供給の確立という目標を達成するためには、転作政策を含む生産調整を行なうにあたって、「転作を重点的かつ効率的に推進する視点」を持つべきだという主張を展開する。その証明ために、まず非転作率を説明変数とした要因分析を行い、転作を推進させる上で重要視すべき要素が「高齢化率」「都市的地域における田面積率」「集団転作率」「田における稲面積割合」「専業農家率」であることを導き出した。そして、生産調整と転作に関する現行制度をその変遷とともに精査する。そして現行制度においては、「高齢化率」「専業農家率」「都市的地域における田面積率」が考慮されていない、つまり「転作を重点的かつ効率的に推進する視点」が欠けていることを明らかにした。

これを受け、本論文では、転作の前提となる生産調整の目標配分に対し、分析で明らかにした転作率を規定する要素を組み込むという、転作に対して事前的な政策を提言した。

このように、問題意識で述べた「転作を重点的かつ効率的に推進させる視点」を「高齢化率、専業農家率、都市的地域における田面積率を生産目標数量の配分要素に加味させる視点」と明確にし、そこから、転作を推進させる政策を提言できたことは大きな貢献といえる。

本論文の研究成果が今後の農業の発展に繋がることを願いたい。

以下に、今後の研究課題を挙げ、本論文の結びとする。

- ①生産目標数量は各都道府県に配分された後、各市へ、そして各農家へと配分される。本論文では国から各都道府県への配分のみしか考察できなかったため、都道府県から各市町村への配分方法を転作の視点から考察することは今後の研究課題となる。
- ②データの制約上、2004 年度以降の転作率を求めることができなかった為、政策効果の検証を行えなかったこと。
- ③転作推進要素をどの程度の割合で配分方法に組み込むのか明確にできなかったこと。

補足資料

【補足資料①：生産調整実施面積の配分要素（S53～H15）】

	年度	配分要素
生産調整実施面積の配分	水田利用再編対策 (S53～61)	①地域指標②自主流通米比率③特定作物への特化度 ④転作条件（乾田率）⑤水稲被害率⑥市街化区域面積 ⑦ほ場の整備状況（S55の増加分は水稲作付け面積等）
	水田農業確立対策 (S62～4)	①稲作の生産性②担い手ウエイト③稲作依存度に加え 上記②～⑦
	水田営農活性化対策 (H5～7)	前年までの基本面積から緩和する面積を以下要素で配分 ①稲作の生産性②担い手ウエイト③稲作依存度 ④水稲作復帰状況
	新生産調整推進対策 (H8,9)	前年の目標面積からの増加分について以下要素で配分 ①主食用水稲作付面積割②担い手ウエイト ③自主流通米数量
	緊急生産調整推進対策 (H10,11)	前年の目標面積からの増加分について 主食用水稲作付面積割で配分
	水田農業経営確立対策 (H12～15)	前年の目標面積からの増加分について ①自主流通米持ち越し在庫数量②政府米依存度で配分

出典：農林水産省「生産調整の現状と課題」（平成14年1月）を基に、横山彰研究会12期食料班が作成

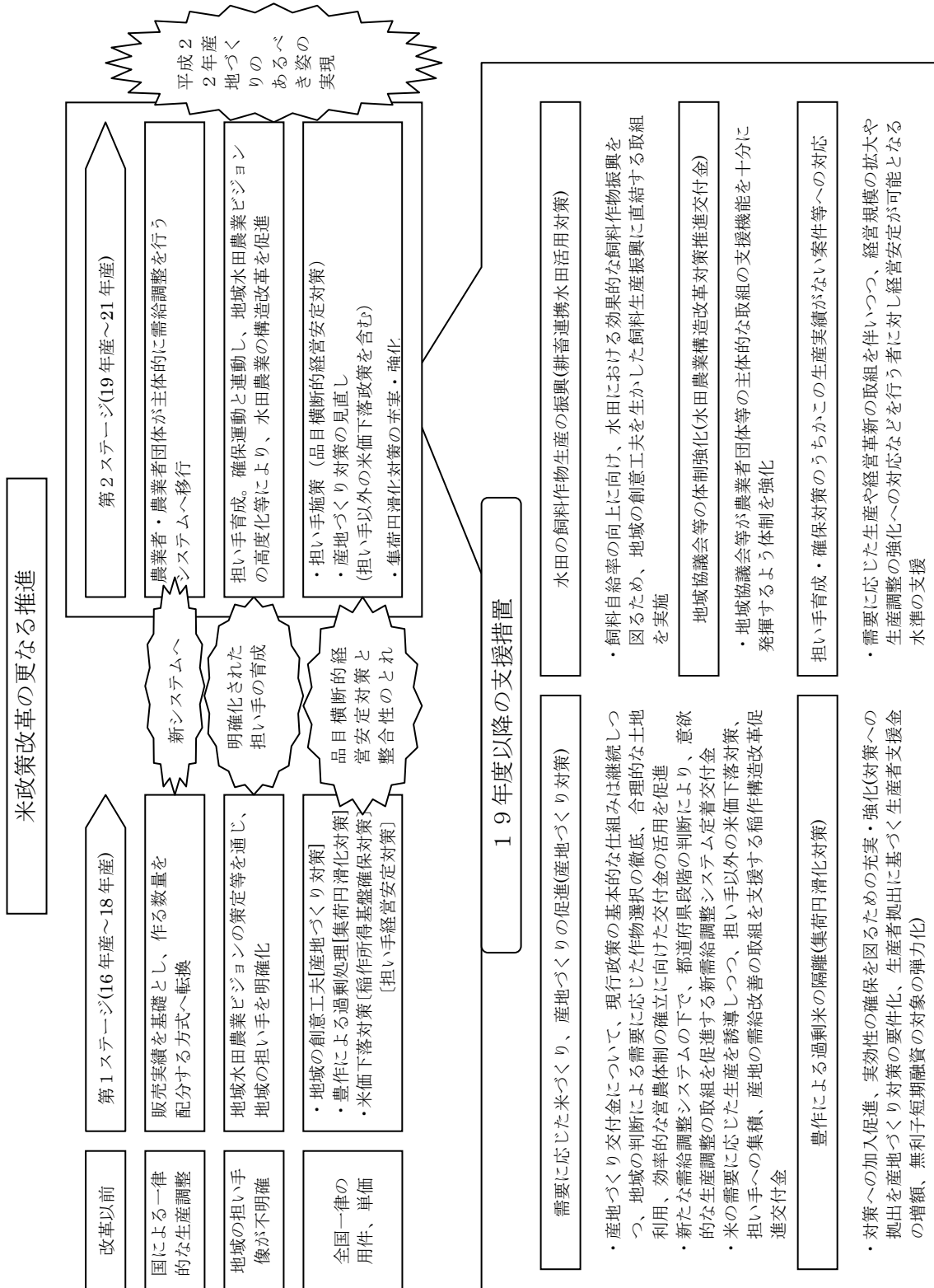
【補足資料②：16年産からの需要見通しのウエイト及び需要実績の採り方の経過】

	需要見通し	前年の配分実績等 (営農の継続性への配慮)	使用可能需要実績データ 及び需要実績の採り方
16年産米 生産目標数量	5割	4割 (前年配分実績) 1割 (転作率の標準化)	11/12年～14/15年(4年分) 直近2ヵ年平均
17年産米 生産目標数量	6割	4割 (前年配分実績)	11/12年～15/16年(5年分) 5中3
18年産米 生産目標数量	9割	1割 (16年産米の政府買入数量、16年産米 の生産調整取組状況、前年配分実績)	11/12年～16/17年(6年分) 6中4
19年産米以 降需要量に 関する情報	10割	—	11/12年～17/18年(7年分) 直近の6中4

出典：農林水産省「米の需給調整についての取組状況と新たなシステムへの移行に向けた論点の整理について」（平成18年5月）より横山彰研究会12期食料班作成

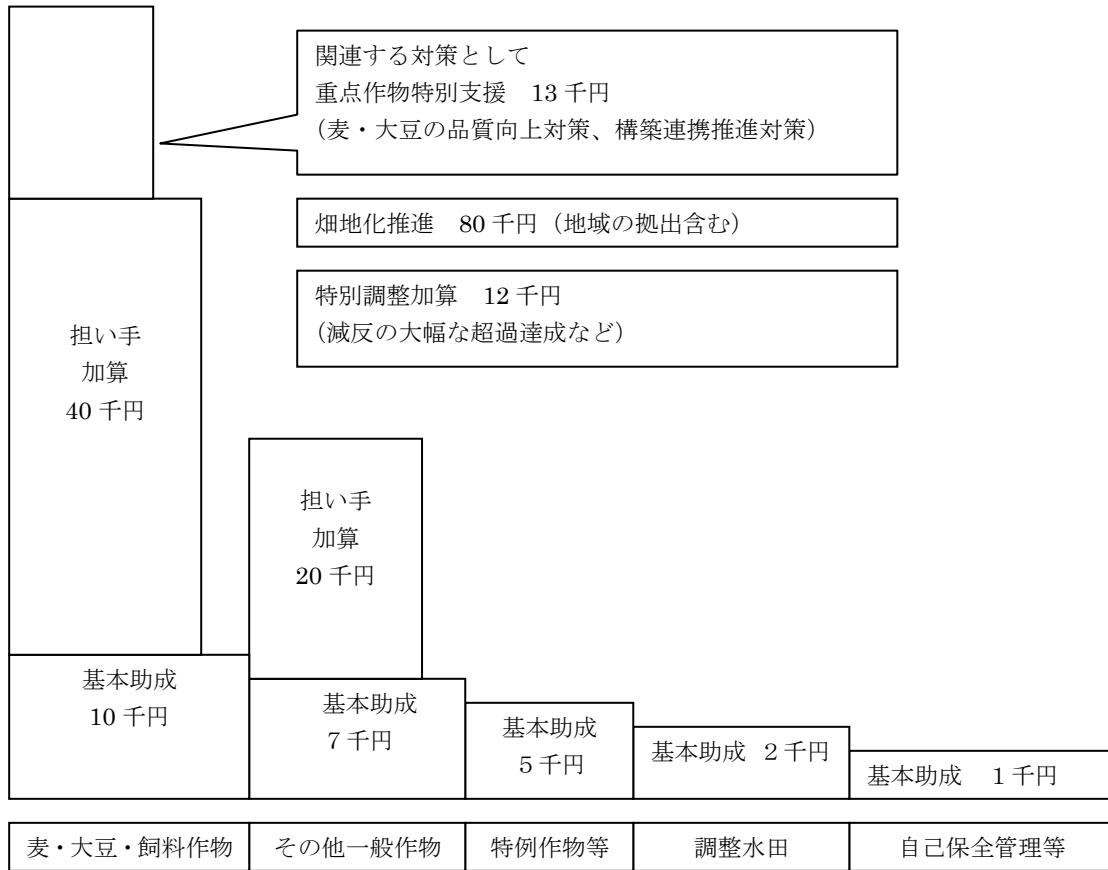
【補足資料③：米政策改革の流れ】

出典：関東農政局『広報誌 いぶき』2006年9月号 p6 を基に、横山彰研究会 12期食料班が作成



【補足資料④：産地づくり対策算定単価イメージ図】

(10aあたり)



出典：農林水産省総合食料局『産地づくり推進交付金』農民運動全国連合会『農民記事データベース 2003.08』を基に、横山彰研究会 1 2 期食料班が作成

参考文献・データ出典

《先行論文》

- ・ 荒幡克己(2006)「米生産調整県別配分の公共選択論的分析」『農業経済研究』第78巻, 第3号 pp.130-149
- ・ 伊藤順一(1994)「転作の地域間調整と農家経済」『農業総合研究』第48巻, 第2号 pp.1-37

《参考文献》

- ・ 有田博之(1999)「条件不利地域の土地利用計画・整備技術」『土木学会誌』第67巻, 第2号 pp.7-13
- ・ 北出俊昭(2003)『転換期の米政策』筑波書房
- ・ 佐伯尚美(2005)『米政策改革Ⅱ再スタートする改革：新食糧法の構造とゆくえ』農林統計協会
- ・ 菅原淳一(2008)『みずほリサーチSeptember 2008』
<http://www.mizuho-ri.co.jp/research/economics/pdf/research/r080901policy.pdf>
(最終アクセス：2008/11/10)
- ・ 生源寺眞一(2008)『農業再建—進化問われる日本の農政』東京大学出版会
- ・ 生源寺眞一(2006)『現代日本の農政改革』東京大学出版会
- ・ 谷口信和(2004)「米政策改革の全体像と現実的可能性」『日本農業年報』第50号
- ・ 土田志郎(2001)「麦・大豆の「本作化」と定着に向けた条件整備」『農林業問題研究』37巻, pp121-131
- ・ 山下一仁(2004)『国民と消費者重視の農政改革』東洋経済新報社
- ・ 横山英信(2006)「食糧法・新基本法下における農政展開と『経営所得安定対策等大綱』—米政策を中軸に据えて—」『Artes Liberales』第79巻
- ・ 横山英信(2003)「水田農業転換期における米生産調整・転作をめぐる政策的諸問題」『Artes Liberales』第73巻
- ・ Economist.com 2008年4月17日記事
http://www.economist.com/opinion/displaystory.cfm?story_id=11050146
(最終アクセス：2008/11/10)
- ・ 村瀬洋一・高田洋・廣瀬毅士[編](2007)『SPSSによる多変量解析』オーム社

《データ出典》

<第1章>

- ・ 農林水産省『世界の農産物価格の動向』
http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/jki/j_zyukyu_kakaku/index.html (最終アクセス：2008/10/5)
- ・ 農林水産省『日本の食料自給率』
<http://www.kanbou.maff.go.jp/www/jikyuuritsu/012.html> (最終アクセス：2008/11/7)
- ・ 農林水産省『世界の食料自給率』
<http://www.kanbou.maff.go.jp/www/jikyuuritsu/013.html> (最終アクセス：2008/10/10)
- ・ 農林水産省『食料の未来を描く戦略会議』資料集 2008年5月
http://www.maff.go.jp/j/study/svoku_mirai/05/pdf/data2-3.pdf (最終アクセス：2008/10/10)
- ・ 朝日新聞2006年10月13日付け(朝刊)
<http://www.asahi.com/edu/nie/kiji/kiji/TKY200610130124.html> (最終アクセス：2008/11/15)
- ・ 内閣府『食料の供給に関する特別世論調査』2006年

- <http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/tindex-h18.html> (最終アクセス：2008/10/8)
- ・ 農林水産省『平成19年度 食料・農業・農村白書』
:http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h19/index.html (最終アクセス：2008/11/10)
 - ・ 農林水産省『平成19年耕地面積』
<http://www.maff.go.jp/toukei/sokuhou/data/kouti2007/kouti2007.pdf> (最終アクセス：2008/11/10)
 - ・ 農林水産省『大豆データファイル』
<http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/hatashin/daizu/siryol/> (最終アクセス：2008/11/10)
 - ・ 滋賀県HP『多面的機能とはなんですか?』
<http://www.pref.shiga.jp/imazu-pbo/denen/topics/tamenteki/tamenteki.html> (最終アクセス：2008/11/10)
 - ・ 農林水産省『平成19年11月 米の生産調整について』
http://www.maff.go.jp/j/study/kome_sys/03/pdf/data1.pdf (最終アクセス：2008/11/10)
 - ・ 農林水産省『農作物作付延べ面積及び耕地利用率累年統計』
<http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/a02stoukeiexl?Fname=F001C-004-001-000-000.xls&PAGE=2&TokID=F001&TokKbn=C&TokID1=F001C-004&TokID2=F001C-004-001>
(最終アクセス：2008/11/14)
 - ・ 農林水産省『水田農業確立対策実績調査結果表』
<http://www.library.maff.go.jp/GAZO/3-0000142830.htm> (1991年度)
<http://www.library.maff.go.jp/GAZO/3-0000141164.htm> (1992年度)
 - ・ 農林水産省『水田営農活性化対策実績調査結果表』
<http://www.library.maff.go.jp/GAZO/3-0000130368.htm> (1993年度)
<http://www.library.maff.go.jp/GAZO/3-0000109570.htm> (1994年度)
<http://www.library.maff.go.jp/GAZO/3-0000109577.htm> (1995年度)
 - ・ 農林水産省『新生産調整推進対策実績調査結果表』
<http://www.library.maff.go.jp/GAZO/3-0000109584.htm> (1996年度)
<http://www.library.maff.go.jp/GAZO/3-0000109591.htm> (1997年度)
 - ・ 農林水産省『緊急生産調整推進対策実績調査結果表』
<http://www.library.maff.go.jp/GAZO/3-0000109606.htm> (1998年度)
<http://www.library.maff.go.jp/GAZO/3-0000120352.htm> (1999年度)
 - ・ 農林水産省『水田農業経営確立対策実績調査結果表』
<http://www.library.maff.go.jp/GAZO/3-0000120357.htm> (2000年度)
<http://www.library.maff.go.jp/GAZO/3-0000131521.htm> (2001年度)
<http://www.library.maff.go.jp/GAZO/3-0000142838.htm> (2002年度)
<http://www.library.maff.go.jp/GAZO/3-0000172955.htm> (2003年度)
(1991年度から2003年度まで最終アクセス：2008/10/20)
 - ・ 農林水産省『食料需給表』
<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/fbs/dat/2-3-1.xls> (最終アクセス：2008/10/20)
 - ・ 国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来人口（平成18年12月推計）』
<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/suikei07/houkoku/kekka-1/1-1.xls>
(最終アクセス：2008/10/20)

<第2章>

- ・ 農林水産研究情報 総合案内『大規模小麦集団転作の成立条件』
http://www.affrc.go.jp/ja/research/seika/data_tnaes/h10/tnaes98180(最終アクセス：2008/11/18)
- ・ 農林水産省『2000年世界農林業センサス 用語の解説』
<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2000/dictionary.html>(最終アクセス：2008/11/18)
- ・ 農林水産省『2000年世界農林業センサス』>第2巻 農家調査報告書 総括編>就業構造>農業従事者数〔年齢別〕-販売農家-
<http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/a02stoukeiexl?Fname=J095-00-021.xls&PAGE=2&TokID=J095>

- ・ <http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/a02stoukeiexl?Fname=J095-00-032.xls&PAGE=2&TokID=J095&TokKbn=B&TokID1=J095B2000-002&TokID2=J095B2000-002-003>(最終アクセス：2008/11/18)
農林水産省『2000年世界農林業センサス』>第2巻 農家調査報告書 総括編>土地>経営耕地の利用状況 -販売農家-
- ・ <http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/a02stoukeiexl?Fname=J101-00-010.xls&PAGE=2&TokID=J101&TokKbn=B&TokID1=J101B2000-001&TokID2=J101B2000-001-010>(最終アクセス：2008/11/18)
農林水産省『2000年世界農林業センサス』>第6巻 経営部門別農家統計報告書 第1集>水稲(田面積規模) 部門〔田面積規模別統計〕>専兼業別農家数
- ・ <http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/a02stoukeiexl?Fname=J101-00-007.xls&PAGE=2&TokID=J101&TokKbn=B&TokID1=J101B2000-001&TokID2=J101B2000-001-007>(最終アクセス：2008/11/18)
農林水産省『2000年世界農林業センサス』>第6巻 経営部門別農家統計報告書 第1集>水稲(田面積規模) 部門〔田面積規模別統計〕>経営耕地面積規模別農家数
- ・ <http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/a02stoukeiexl?Fname=J101-00-068.xls&PAGE=2&TokID=J101&TokKbn=B&TokID1=J101B2000-005&TokID2=J101B2000-005-001>(最終アクセス：2008/11/18)
農林水産省『2000年世界農林業センサス』>第6巻 経営部門別農家統計報告書 第1集>麦類部門〔販売目的の小麦作付面積規模別統計〕>販売目的で作付けた麦類作付け農家数と作付け面積
- ・ <http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/a02stoukeiexl?Fname=J101-00-050.xls&PAGE=2&TokID=J101&TokKbn=B&TokID1=J101B2000-004&TokID2=J101B2000-004-001>(最終アクセス：2008/11/18)
農林水産省『2000年世界農林業センサス』>第6巻 経営部門別農家統計報告書 第1集>畑作部門〔普通畑面積規模別統計販売目的〕>作物の類別作付(栽培)農家数と面積(露地)
- ・ <http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/a02stoukeiexl?Fname=J101-00-086.xls&PAGE=2&TokID=J101&TokKbn=B&TokID1=J101B2000-006&TokID2=J101B2000-006-001>(最終アクセス：2008/11/18)
農林水産省『2000年世界農林業センサス』>第6巻 経営部門別農家統計報告書 第1集>大豆部門〔販売目的の大豆作付面積規模別統計〕>販売目的で作付けた大豆作付け農家数と作付け面積
- ・ <http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/a02stoukeiexl?Fname=J106-00-023.xls&PAGE=3&TokID=J106&TokKbn=B&TokID1=J106B2000-001&TokID2=J106B2000-001-004&TokID3=J106B2000-001-04-002>(最終アクセス：2008/11/18)
農林水産省『2000年世界農林業センサス』>第9巻 農業集落調査報告書 1農業地域類型別結果>農業生産>耕地の経営態別農業集落数
- ・ <http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/a02stoukeiexl?Fname=J106-00-024.xls&PAGE=3&TokID=J106&TokKbn=B&TokID1=J106B2000-001&TokID2=J106B2000-001-004&TokID3=J106B2000-001-04-003>(最終アクセス：2008/11/18)
農林水産省『2000年世界農林業センサス』>第9巻 農業集落調査報告書 1農業地域類型別結果>農業生産>集団転
- ・ <http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/a02stoukeiexl?Fname=J111-00-021.xls&PAGE=2&TokID=J111&TokKbn=B&TokID1=J111B2000-003&TokID2=J111B2000-003-001>(最終アクセス：2008/11/18)
農林水産省『2000年世界農林業センサス』>第11巻 農業総合統計報告書 第2集>土地>経営耕地の利用状況

<第3章>

- ・ 農林水産省『生産調整の現状と課題』2002年1月
<http://www.syokuryo.maff.go.jp/notice/data/zentai/seisan15.pdf> (最終アクセス：2008/11/18)
- ・ 農林水産省『平成15年度 農林水産省年報』2004年4月
<http://www.maff.go.jp/i/pr/annual/2003/index.html>
- ・ 農林水産省『水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱』1999年11月
<http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuryou/suiden.pdf> (最終アクセス：2008/11/18)
- ・ 農林水産省『食料・農業・農村計画』2000年3月
<http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/kihonkeikaku.html#6> (最終アクセス：2008 終/11/18)
- ・ 農林水産省『米政策改革基本要綱』
<http://www.syokuryo.maff.go.jp/system/data/komeyoko.pdf> (最終アクセス：2008/11/18)
- ・ 農林水産省『米政策米政策改革大綱』2002年12月
<http://www.syokuryo.maff.go.jp/system/data/komet141232.pdf> (最終アクセス：2008/11/18)
- ・ 農林水産省『水稲作付け農家のみなさんへ』(パンフレット)2008年2月
http://www.maff.go.jp/i/seisan/sien/santi/pdf/kome_pamphlet.pdf (最終アクセス：2008/11/18)
- ・ 農林水産省『産地づくり対策について』2008年7月

http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_seisaku/pdf/santi_taisaku.pdf

(最終アクセス：2008/11/18)

- ・ 農林水産省『平成12年度農林水産省年報』2003年4月
<http://www.maff.go.jp/j/pr/annual/2000/index.html> (最終アクセス：2008/11/18)
- ・ 独立行政法人農畜産業振興機構『畜産の情報（国内編）』2000年
<http://lin.lin.go.jp/alice/month/dome/2000/feb/index2.htm> (最終アクセス：2008/11/18)
- ・ 農林水産省『食料・農業・農村基本計画』2005年3月
<http://www.maff.go.jp/keikaku/20050325/20050325honbun.pdf> (最終アクセス：2008/11/18)
- ・ 農林水産省『米政策改革推進対策に関するQ&A』2008年
http://www.maff.go.jp/syotoku_antei/s_qa/kome_q.html (最終アクセス：2008/11/18)
- ・ 農林水産省『平成19年産からの新たな需給調整システムについて』2006年
<http://www.syokuryo.maff.go.jp/notice/data/jyukyuu-cyosei180901.pdf> (最終アクセス：2008/11/18)
- ・ 関東農政局『広報誌 いぶき』2006年9月号
<http://www.maff.go.jp/kanto/houdou/kouhou/ibuki/30/30.html> (最終アクセス：2008/11/18)
- ・ 農林水産省『米をめぐる事情（米政策の再構築に当たっての基本的論点）』2002年
<http://www.syokuryo.maff.go.jp/archives/hvojiken/r01.pdf> (最終アクセス：2008/11/18)
- ・ 農林水産省『米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針』（平成17年11月）
http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20051125press_9b.html (最終アクセス：2008/11/10)
- ・ 農林水産省『米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(案)』（平成19年7月）
<http://www.komenet.jp/member/documents/07-070731.pdf> (最終アクセス：2008/11/10)
- ・ 農林水産省『米の需給調整についての取組状況と新たなシステムへの移行に向けた論点の整理について』（平成18年5月）
http://www.maff.go.jp/j/press/cont2/20060530press_5d.pdf (最終アクセス：2008/11/10)
- ・ 農林水産省総合食料局『産地づくり推進交付金』
<http://www.syokuryo.maff.go.jp/system/data/bunka861-5.htm>
(最終アクセス：2008/11/10)
- ・ 農民運動全国連合会『農民記事データベース2003.08』
<http://www.nouminren.ne.jp/dat/200308/200308PR01.htm> (最終アクセス：2008/11/10)
- ・ 宮城県松島町地域水田農業推進協議会(2004)『産地づくり交付金の活用による集団転作支援』
<http://www.pref.miyagi.jp/noenkan/suidennougyou/bijyon/matusima.pdf>
(最終アクセス：2008/11/18)